

第4次地域福祉活動計画

見直し計画

実施期間 令和7年度（2025年度）～令和8年度（2026年度）



令和7年（2025年）3月

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

真庭市社会福祉協議会は真庭 SDGs＊パートナーです





誰もが支えあう

地域共生社会の実現を目指して

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会

会 長 三 船 昌 行

この度、第4次地域福祉活動計画（令和4年度から令和8年度）の計画期間中間年にあたり、事業活動の内容を評価・見直し、見直し計画書としてまとめました。この計画は、令和7年（2025年度）から令和8年度（2026年度）の2年間の地域福祉事業・活動の指針となるものです。

今日、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加がすすむ地域社会において、血縁、地縁などのつながりが弱まる一方で、地域生活課題は多様化・複雑化しています。介護や障がい、ひきこもりや8050問題、生活困窮、ヤングケアラー、また、それらから生まれる孤立の問題など、福祉ニーズが拡大し、福祉においても多様化の時代と言えます。

こうした中、人々や人と資源が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指し、本会の基本理念である「すべての市民が安心して暮らせる地域社会」の実現に向けて、真庭に暮らす地域の皆様、真庭市、民生委員・児童委員、福祉関係団体・機関など、多機関との連携・協働により、事業活動を推進してまいります。

この見直し計画書作成にあたり、ご指導いただきました美作大学小坂田稔特任教授をはじめ、評価委員の皆様や関係者の皆様のご協力に心から感謝しお礼申し上げます。

今後とも皆様方の一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

目 次

第 1 章 第 4 次地域福祉活動計画見直しにあたって

- 1 見直し（令和 6 年度）の内容 1
- 2 計画の期間
- 3 基本方針
- 4 基本理念
- 5 基本目標
- 6 計画の構成 2

第 2 章 第 4 次地域福祉活動計画の事業実施評価（令和 6 年度）

- 1 第 4 次地域福祉活動計画の事業実施中間評価について 4
- 2 重点事業の中間年評価（令和 6 年度）結果 5

第 3 章 見直し計画の概要

- 1 住民参加活動の推進 8
- 2 個別支援活動の推進 9
- 3 地域福祉推進のための環境整備の推進 10

第 4 章 計画の推進

- 1 実施事業・活動の推進 12
- 基本目標 1 住民参加活動の推進
 - （1）小地域福祉活動の推進 13
 - ① 地区社協組織の活性化
 - ② ふれあい・いきいきサロンの推進
 - ③ 福祉委員活動の充実
 - ④ 小地域福祉活動を支える人材の育成

(2) 当事者及び当事者組織の支援	・・・ 15
① 当事者の社会参加支援	
② 各種当事者組織の活動支援及び組織化	
③ 当事者組織との協働活動の推進	
(3) ボランティア活動の育成支援	・・・ 16
① ボランティア市民活動センター機能の強化	
② 災害ボランティアセンターの設置と運営	
(4) 地域包括ケアシステムの構築	・・・ 17
① 地域包括ケアシステムの構築	
② 全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	
(5) 調査・研究、新たな公共活動の開発・推進	・・・ 18
① 住民ニーズの把握・分析	
② 住民参加による新たな支援活動の開発・推進	
③ N P O ・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	

基本目標2 個別支援活動の推進

(1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立	・・・ 19
① 困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり	
② アウトリーチ（地域踏査・訪問）活動の強化	
③ 住民座談会の実施	
(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	・・・ 21
① 高齢者支援の推進	
② 障がい者（児）支援の推進	
③ 子育て支援の推進	
④ 生活困窮者の支援	
⑤ 貸出事業の実施	
(3) 相談支援の実施	・・・ 22
① 相談窓口機能の充実	
② 心配ごと相談所の開設	
③ 生活福祉資金貸付事業の実施	
(4) 住民の権利擁護の推進	・・・ 23
① 日常生活自立支援事業の実施	
② 法人後見事業の実施	
③ 福祉サービス苦情解決窓口の設置	

基本目標 3 地域福祉推進のための環境整備の推進	
(1) 福祉教育の推進	…… 24
① 児童・生徒への福祉教育の推進	
② 地域住民への福祉教育の推進	
(2) 広報啓発活動の推進	…… 25
① 住民参加による社協だよりの発行	
② 情報提供活動の充実	
(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	…… 26
① 行政とのパートナーシップ	
② 組織機能の充実	
③ 自主財源の確保	
④ 職員の資質向上	
⑤ 施設の管理運営	
 年次計画と最終目標	 …… 28
 用語解説	 …… 43
(本計画書内で右上に※印のついている用語の説明)	
 【資料】	
1 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会	…… 50
(1) 設置要綱	
(2) 評価委員名簿	
(3) 評価・見直しの経過	
(4) 重点事業 評価項目・基準	

第 1 章 第 4 次地域福祉活動計画の見直しにあたって

1 中間見直しの内容

第 4 次地域福祉活動計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画として、社会福祉協議会の呼びかけにより地域住民、地域内の団体や機関、社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互に協力して策定した計画です。

この計画は、真庭市の「地域福祉の推進」を目的とした民間の活動・行動を取りまとめた計画であり、真庭市社会福祉協議会の基本計画としての位置づけのもとで取り組みを進めています。

本計画の策定から 3 年が経過する中で、計画前期（令和 4 年度～5 年度）の事業活動の進捗状況を把握するほか、近年における生活困窮世帯*・8050 問題*のある世帯や権利擁護などの地域生活課題に対応する取組の検討をすすめ、地域住民や地域の多様な関係機関・団体等と連携・協働のもと、第 3 次真庭市地域福祉計画（令和 6 年 3 月）との連携を図りながら地域福祉を推進していくよう令和 6 年度に中間見直しを行いました。

2 計画の期間

第 4 次地域福祉活動計画見直し計画の期間は、令和 7 年度～8 年度です。

3 基本方針

真庭市の地域福祉推進の中心的機関として「住民参加」「住民主体」の原則に基づき、すべての市民が、住み慣れた場所で、穏やかで、心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

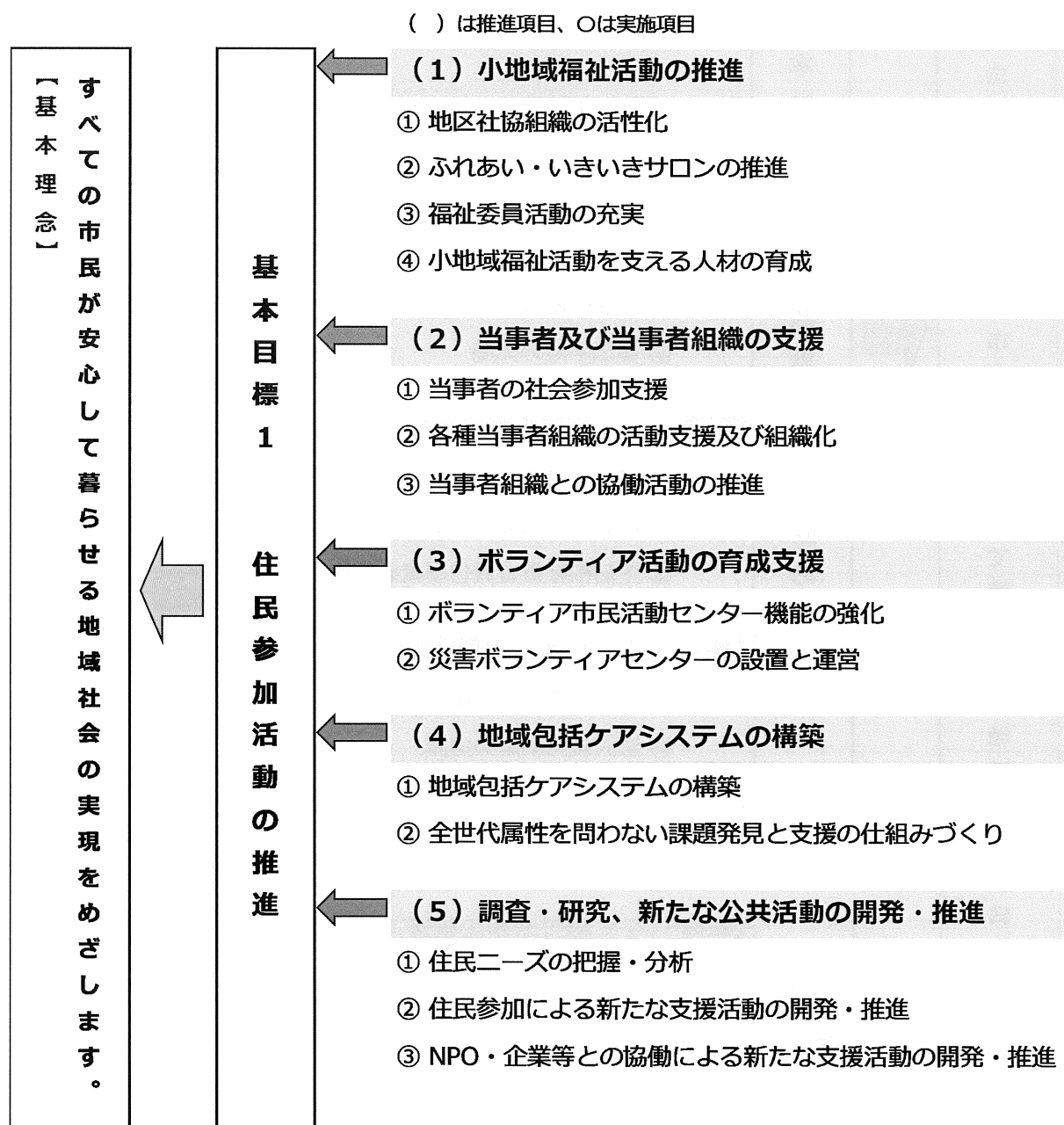
4 基本理念

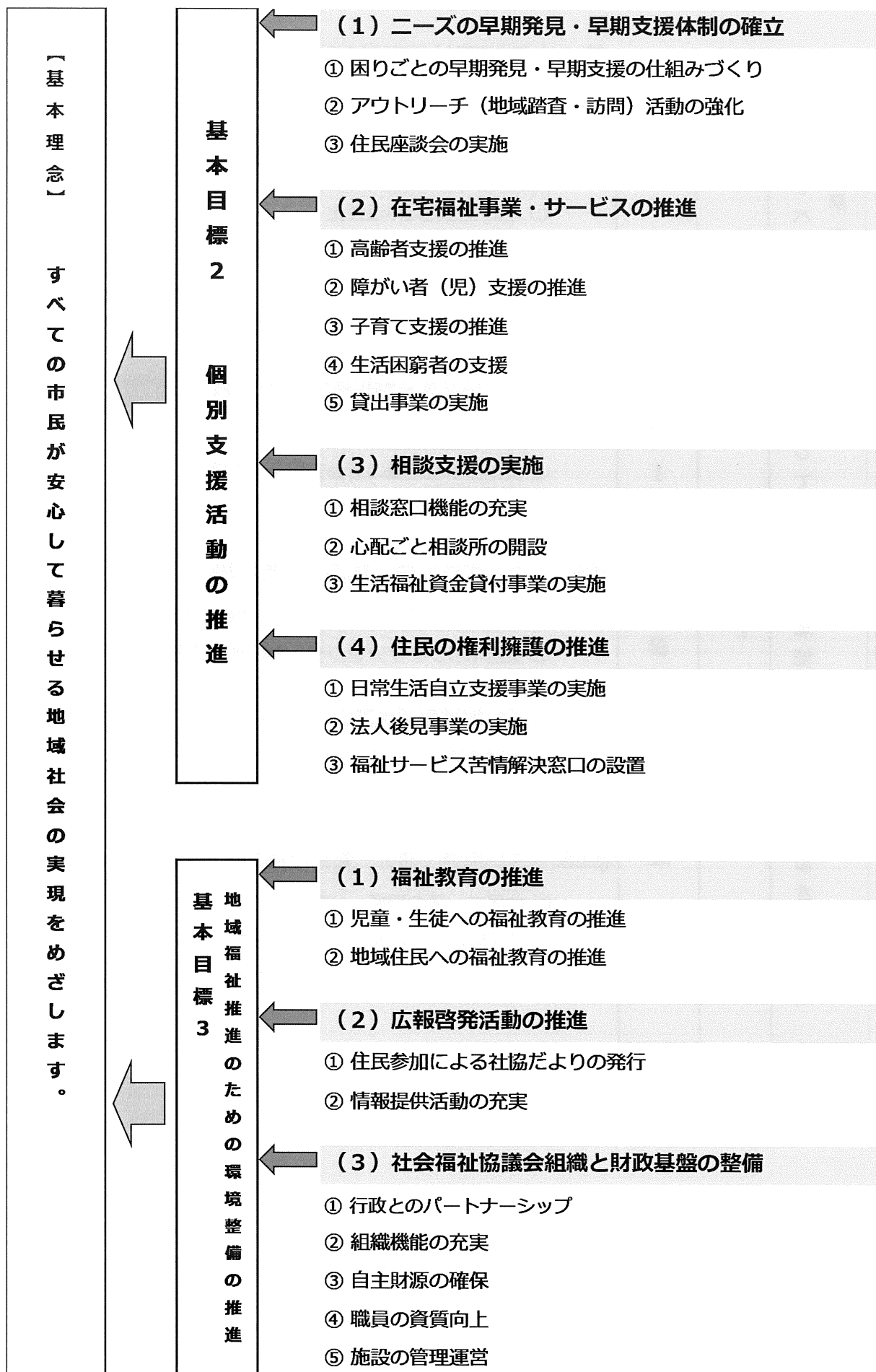
「すべての市民が 安心して暮らせる 地域社会の実現をめざします。」

5 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を「住民参加活動の推進」「個別支援活動の推進」「地域福祉推進のための環境整備の推進」と定め、それぞれの事業に取り組んでいきます。

第4次地域福祉活動計画の構成





第2章 第4次地域福祉活動計画の事業実施評価（令和6年度）

1 第4次地域福祉活動計画の事業実施中間評価について

令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）の期間で推進した第4次地域福祉活動計画について、評価委員会を設置し事業実施評価を実施しました。（3回開催）

評価にあたっては、計画通りに事業（活動）が達成できたか、地域住民、多機関・団体との協働性の発揮や社協組織内の連携を図り事業（活動）を展開できたか等の視点で評価を行い、評価委員会の評価を第4次地域福祉活動計画見直し計画に反映しました。



「第4次地域福祉活動計画の事業実施中間評価について」

真庭市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画評価委員会委員長

美作大学生生活科学部社会福祉学科 特任教授 小坂田 稔

「第4次地域福祉活動計画見直し計画」の策定に向けて、「第4次地域福祉活動計画」（令和4年度～令和5年度）に基づき真庭市社協が取り組んで来た事業・活動について、「基本目標1 住民参加活動の推進」「基本目標2 個別支援活動の推進」「基本目標3 地域福祉推進のための環境整備の推進」の3つの目標の各項目について評価を行いました。

「基本目標1」では、これまで真庭市社協が着実に取り組んできた成果を評価するとともに、特に「人材育成」と「全世代型地域包括ケアシステムの構築」が課題とされました。「基本目標2」では、ニーズの早期発見・早期支援のための「アウトリーチ(訪問活動)の一層の推進」が課題とされました。「基本目標3」では、地域福祉の基礎となる住民の皆さんの地域福祉課題へ「我がごと意識」を醸成していくための「新たな福祉教育の推進」、そして社協の「組織と財政基盤の整備」という社協組織のガバナンス*が課題とされました。

以上、第4次計画に基づき、これまで真庭市社協が取り組んできた地域福祉活動・事業について評価を行いました。地域生活課題は多様化、複雑化、複合化してきており、またコロナ禍において地域のつながりが弱まっている現在、地域福祉推進の中核団体である真庭市社協に求められる役割はこれまで以上に大きくなっています。このため、これまでの活動成果と本中間評価の結果をしっかりと踏まえ、本計画の最終年度(令和8年度)に向けて、地域福祉を進めて行くことを要望します。

令和7年3月

2 重点事業の中間年評価（令和6年度）結果

【達成度】 4、目標を達成した（100%以上） 3、目標を概ね達成（75%以上～100%未満） 2、目標の達成に向けて一部（ある程度）進展（50%以上～75%未満） 1、目標の達成に向けて進展がなかった（50%未満）

【方向性評価区分】 1、継続・拡大 2、継続 3、継続・縮小 4、廃止

基本目標	推進項目	実施項目	重点事業	年度ごと目標	実績（R4）		実績（R5）		達成度（R6）	方向性評価区分
					数値	目標との差	数値	目標との差		
1 住民参加活動の推進	(1) 小地域福祉活動の推進	①地区社協組織の活性化	地域助けあい事業の充実	34地区社協 年2回開催（68回）	53	-15	64	-4	3	2 継続
		②ふれあい・いきいきサロンの推進	ふれあい・いきいきサロンの設置推進	「憩い型Ⅱ、憩い型Ⅰ、運動型」を日常生活圏域に年3～4か所設置	17	-4	21	0		
		③福祉委員活動の充実	福祉委員活動の充実・活性化	年2回以上見守り連絡体制をつくる	16	-2	26	8		
		④小地域福祉活動を支える人材の育成	担い手研修会の開催・育成	年1回以上開催	1	-	1	-		
	(2) 当事者及び当事者組織の支援	①当事者の社会参加支援	【新】社会参加活動の実施	随時	4	-	8	-	3	1 継続・拡大
		②各種当事者組織の活動支援及び組織化	支援とニーズに応じた組織化	関係会議に出席し情報収集	59	-	64	-		
		③当事者組織との協働活動の推進	当事者組織、団体と地域とのつながりの構築	各団体の集まりへの参加と住民との交流	9	-	11	-		
	(3) ボランティア活動の育成支援	①ボランティア市民活動センター機能の強化	ボランティア講座、夏のボランティア体験事業	本所・各地域年2回以上	24	4	22	2	3	2 継続
		②災害ボランティアセンターの設置と運営	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	マニュアル更新訓練 隔年1回	未実施	-	マニュアル更新訓練1回	-		
	(4) 地域包括ケアシステムの構築	①地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備事業の推進	推進	推進	-	推進	-	2	2 継続
		②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	地区社協エリアで課題発見と支援を考える	地域ケア会議エリア 7地区	14	7	22	15		
	(5) 調査・研究、新たな公共活動の開発・推進	①住民ニーズの把握・分析	福祉ニーズ調査の実施及び研究	ニーズ調査・分析	12	-	26	-	2	2 継続
		②住民参加による新たな支援活動の開発・推進	住民参加型福祉サービス※（地域助けあい事業の推進）	関係した会議に年1回以上出席	4	-	12	-		
		③NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	NPO・企業との協働による新たな支援活動の開発・推進	買い物支援実施	7	-	6	-		

基本目標	推進項目	実施項目	重点事業	年度ごと目標	実績（R4）		実績（R5）		達成度 （R6）	方向性 評価区分
					数値	目標との差	数値	目標との差		
2 個 別 支 援 活 動 の 推 進	(1) ニーズの 早期発見・早期 支援体制の確立	①困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり	見守り連携強化 【参考】地域住民の見守りが必要な世帯：748 （R3年11月時点）	対象となる世帯すべて R4年度：739 R5年度：691	319	-420	399	-292	2	2 継続
		②アウトリーチ（地域踏査・訪問）活動の強化	専門職による訪問活動の推進 【参考】福祉活動専門員による訪問が必要な世帯：80（R3年11月時点）	対象となる世帯すべて R4年度：66 R5年度：62	28	-38	37	-25		
		③住民座談会の実施	住民座談会の開催	各地域年1回以上	7	-2	8	-1		
	(2) 在宅福祉 事業・サービスの推進	①高齢者支援の推進 【地域福祉】	一人暮らし高齢者等への支援	事業検討 各支所で実施	8支所		8支所		3	3 継続・縮小
		①高齢者支援の推進 【介護】	介護技術・相談援助技術等の向上、多職種との連携（外部とは市・県などの研修）	内部研修毎月 外部研修年4回	毎月	-	毎月	-	4	2 継続
		②障がい者（児）支援の推進	障がい者の理解・介護技術の向上	年2回以上 （外部研修含む）	2	-	2	-	4	
		③子育て支援の推進	子育て支援団体の活動支援	情報交換会は年2回以上	2回	-	2回	-	3	
		④生活困窮者の支援	【新】 フードバンク・フードドライブ （たべものステーション）	体制整備事業 実施	提供数 90	-	提供数 112	-		3 継続・縮小
		⑤貸出事業の実施	福祉機器・介護用品貸出事業	貸出実施 点検・更新	貸出 500	点検実施	貸出 608	-		
	(3) 相談支援 の実施	①相談窓口機能の充実	相談窓口の充実	ふくし巡回相談 市内全域 125回	91	-34	168	43	3	2 継続
		②心配ごと相談所の開設	相談員研修の実施	各地域年1回	9	0	9	0		3 継続・縮小
		③生活福祉資金貸付事業の実施	貸付窓口対応・貸付業務	相談支援	本則42 特例61	-	本則26 特例154 特例アウトリーチ183	-		2 継続
	(4) 住民の権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業の啓発・利用促進	新規契約年8件	5	-3	7	-1	3	2 継続
		②法人後見事業の実施	法人後見事業	新規契約年4件	5	1	3	-1		
		③福祉サービス苦情解決窓口の設置	第三者委員会の開催	必要に応じて	0	-	0	-		

基本目標	推進項目	実施項目	重点事業	年度ごと目標	実績 (R4)		実績 (R5)		達成度 (R6)	方向性 評価区分
					数値	目標との差	数値	目標との差		
3 地域福祉推進のための環境整備の推進	(1) 福祉教育の推進	①児童・生徒への福祉教育の推進	福祉学習事業	全校(校地を含む)	地域型23 支援校数 14	-5 -14	地域型22 支援校数 20	-6 -8	3	1 継続・拡大
		②地域住民への福祉教育の推進	福祉教育の実施 (福祉学習機会の提供)	年80回以上	59	-21	158	78		
	(2) 広報啓発活動の推進	①住民参加による社協だよりの発行	広報委員会の開催	年4回開催	4	-	4		4	2 継続
		②情報提供活動の充実	広報媒体の活用	社協だより年12回発行、SNS フォロワー数20名増加、プレスリリース年20回発信	12	-	12			
	(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	①行政とのパートナーシップ	真庭市との連絡調整会議の実施	年4回	1	-3	3	-1	3	2 継続
		②組織機能の充実	役職員研修の実施	年1回	0	-1	1	-		
			会員会費の増強	前年比1%増	-0.10%	-1.10%	-2%	-3%		
		③自主財源の確保	共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金の募集	共同募金前年比2%増	1.9%	-0.10%	0.1%	-1.90%		
		④職員の資質向上	地域福祉部門における研修の実施	年4回	4	-	4	-		
		⑤施設の管理運営	指定管理施設の適切な運営	運営状況の確認・精査	-	-	-	-		

第3章 見直し計画の概要

基本目標1 住民参加活動の推進

誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、住民同士の「支えあい、助けあい」が不可欠です。

地域住民が主役となって活動に参加し、地域づくりを進める中で「地域の福祉力」を高め、支援を必要とする人も安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築をめざす取り組みを行います。

推進項目（1）小地域福祉活動の推進

- ・福祉委員活動が定着するように、各地区社協*で開催する助けあい会議*で福祉委員*と民生委員・児童委員*との顔の見える関係づくりを行い、助けあい会議の充実を図ります。
- ・福祉委員研修や助けあい会議などで福祉委員活動の理解を広めていきます。
- ・ふれあい・いきいきサロン*活動が広がるように、社協職員がサロンに出向き、社協活動について地域で理解を広めていき、見守りやつながりづくりをすすめます。
- ・地域福祉活動研修に子育て支援団体やボランティア団体などに参加の声かけを行い、若い世代の参加者増加を目指します。

推進項目（2）当事者及び当事者組織の支援

- ・イエローリボンカフェ*などで、当事者の社会参加の状況やニーズを調査し、社会参加の取り組みを検討します。
- ・認知症カフェなど当事者団体の会へ参加し、地域とのつながりを構築します。

推進項目（3）ボランティア活動の育成支援

- ・ボランティアに参加しやすい環境づくりをすすめます。インターネットでの参加申込みや夏のボランティア体験事業の事前・事後研修の動画視聴等の方法を考えます。
- ・通年ボランティア活動者を募集する仕組みを構築します。
- ・真庭市ボランティア連絡協議会は令和5年度に解散した為、活動支援は終了となりました。
- ・新たなボランティア養成のニーズ調査を行います。

推進項目（４）地域包括ケアシステム*の構築

- ・全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくりに向けた座談会を地区社協と連携・協働して進めます。
- ・地域包括ケアシステム*の構築に向け、真庭市と連携して取り組みます。地域の課題を話し合い、改善・解決に向けた取り組みを進める為、地域生活課題*を地域ケア会議に繋げていきます。

推進項目（５）調査、研究、新たな公共活動の開発・推進

- ・各地域で地域生活課題を把握する為の調査活動を実施します。

基本目標 2 個別支援活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、何らかの支援を必要としている人のニーズに合った活動が求められます。そのために、地域で生活する高齢者、障がい者（児）、子育て世帯など多様な当事者を対象とした取り組みの強化と、住民ニーズに合った取り組みを行います。

また、相談支援に関しては、一人ひとりの権利や生活を守り、相談者には寄り添って丁寧に対応し、必要に応じ関係機関と連携するなど、生活を支える支援が適切にできるよう努めます。

推進項目（１）ニーズの早期発見・早期支援体制の確立

- ・多様なアウトリーチ*方法（訪問活動、当事者組織の活動や地区社協、ふれあい・いきいきサロン活動などの地域活動への参加等）により地域生活課題を抱えた世帯の把握に努めます。
- ・コミュニティソーシャルワーク*の視点に基づく個別支援ができるよう職員の資質向上の研修を行います。

推進項目（２）在宅福祉事業・サービスの推進

- ・歳末たすけあい募金を財源に社協が実施する高齢者支援事業は見直し、各支所の地域ニーズに即した事業実施の検討を行います。
- ・生活困窮世帯の相談支援は、令和 6 年度から新たに受託した生活困窮者自立相談支援事業*(くらしの相談窓口)や生活相談・寄添い支援事業「おいでえ」*を実施し、関

係機関と連携した相談支援の強化を図ります。

- ・福祉機器・介護用品貸出事業は、利用者の実態把握を行い適正な利用となっているか調査します。

- ・福祉機器・介護用品貸出事業実施要綱別表を見直し、貸出物品を整理します。

- ・介護事業は、利用者や家族の方が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう、職員の資質向上に取り組みます。また、経営検討委員会の答申に沿って経営改善と安定した事業継続が行えるように努めます。

推進項目（３）相談支援の実施

- ・ふくし巡回相談*事業の実施内容と把握したニーズへの対応について分析し事業の充実を図ります。

- ・心配ごと相談は真庭市と事業縮小について協議を行います。

推進項目（４）住民の権利擁護の推進

- ・予防的権利擁護の取り組みを進めるため、地域住民や関係機関に日常生活自立支援事業*、法人後見事業*を周知します。

- ・コミュニティソーシャルワークの視点を持った支援ができるよう職員の資質向上に取り組みます。

- ・真庭市権利擁護推進協議会に参画し、関係機関と連携した権利擁護支援に取り組みます。

基本目標３ 地域福祉推進のための環境整備の推進

地域福祉推進のためには、共に地域で暮らす人の障がいや認知症などに対する正しい知識と理解が必要になります。

そのため、地域や学校での福祉について学ぶ機会、啓発に取り組み、福祉のこころの醸成に努めます。

また、併せて地域福祉活動の広報啓発も行っていく必要があります。

財源確保は今後もますます厳しくなると予想されるため、社会福祉協議会への支持拡大に努めるとともに、経費節減に取り組み、各種財源の確保と適正な活用を推進し、機動性・柔軟性を活かしていきます。

推進項目（１）福祉教育の推進

- ・サービ斯拉ーニング*の手法を取り入れ、福祉教育の充実を図ります。各学校や真庭市等関係機関と連携し、高校生への福祉教育を積極的に推進します。
- ・テーマごとに作成した福祉教育ハンドブック等を活用し、地域住民への福祉教育を実施します。特に、あらゆる機会において社協活動について PR し、社協の認知度を高めます。

推進項目（２）広報啓発の推進

- ・SNS やプレスリリースの方法をまとめ、本所・支所で共有し、事業や支所活動で積極的に活用します。また、ふれあい・いきいきサロン、地域福祉活動団体助成団体等、関連団体からの情報発信も強化します。
- ・ホームページや SNS の訪問・登録者数の分析やアンケートの実施等により、広報活動における費用対効果を評価し、効果的な広報活動に努めます。

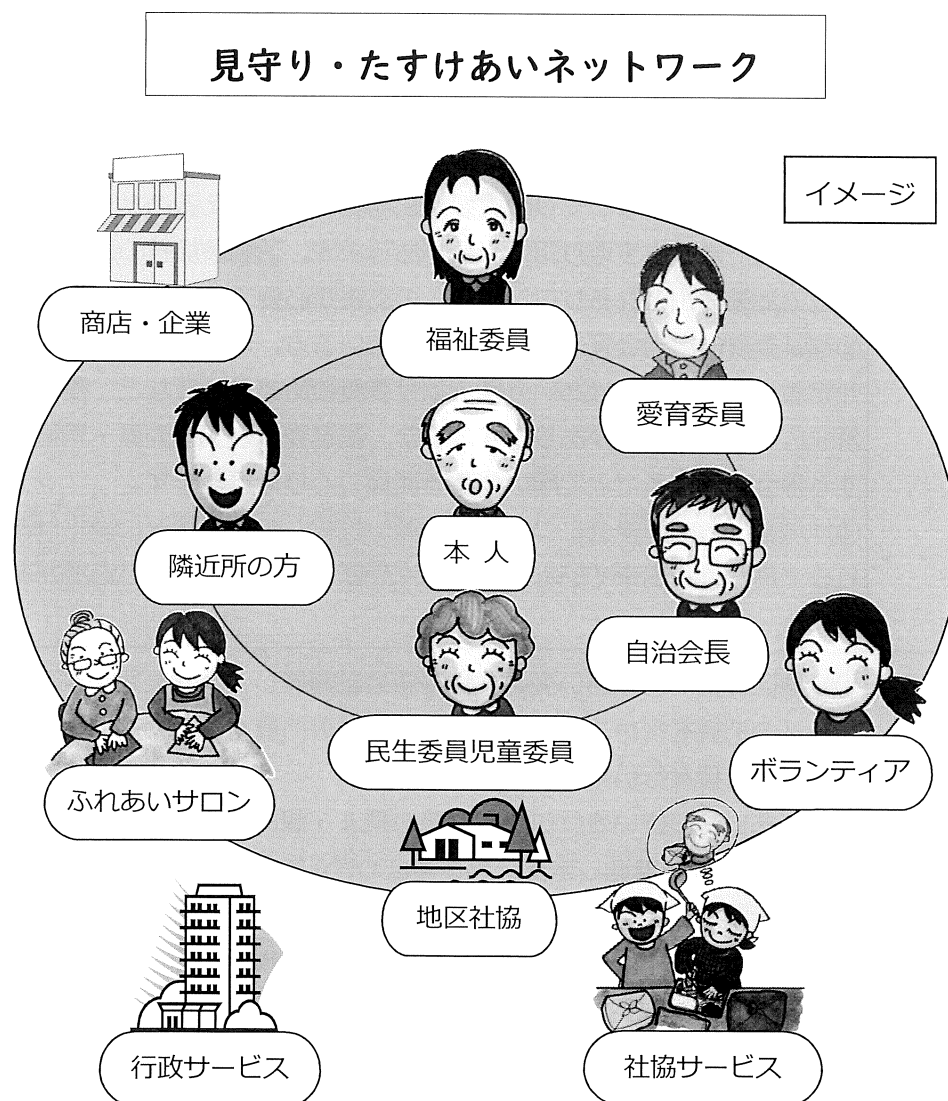
推進項目（３）社会福祉協議会組織と財政基盤の整備

- ・継続的、効果的に地域福祉事業を展開するために、行政との他部署・上層部を含め、社協活動や市内の地域福祉推進に関して共有する場づくりを行います。
- ・役職員全員が参加できるよう、配信等を含めた研修方法等を検討し、組織間での社協の基本理念・ビジョンの共有を図ります。
- ・会員会費は、前年度比 0.5%増を目指します。加入率の低い自治会への呼びかけの強化、使いみちの広報を強化します。
- ・共同募金は、募金の呼びかけや使いみちの周知を行う他、寄付付き商品や募金箱設置増強の検討を行い、前年度比 1.5%増を目指します。
- ・地域福祉部門研修等、内部研修の充実を図り職員の資質向上に努めます。
- ・職員が経営感覚を持って業務に取り組めるよう、予算・財政等経営面の研修を行います。
- ・事業継続計画（BCP）*に沿った訓練を含めた安全かつ適切な施設運営を行います。

第4章 計画の推進

本章は、第3章の「2 基本目標」で掲げた各基本目標の推進方向ごとの福祉課題の解決に向けた行動「推進項目」、「実施項目」について、特に重点的に行う事業と目標をあげ、具体的に取り組むことにしています。

また「年次計画」では、実施項目別に事業・取り組み等を記載しており、これをもとに毎年度の事業を企画・実施していきます。



(資料：真庭市社会福祉協議会)

1 実施事業・活動の推進

基本目標 1：住民参加活動の推進

推進項目	(1) 小地域福祉活動の推進
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②世帯等状況の変化から地域のつながりが弱くなったと感じられています。支援が必要な方の情報に関し、「高齢者に偏っている」「子どもや障がい者とのかわり合いが少ない」等があがっています。地区社協事業やふれあい・いきいきサロンで参加者の固定や参加人数の減少、男性の参加が少ない状況があります。活動内容に困っているなどの課題があります。 ③福祉委員の研修や会議等への参加率が低く、役割の周知や理解が不十分な状況があります。民生委員・児童委員と十分な連携がとれていません。 ①②③④地域では担い手の不足、高齢化など後継者不在が危惧されています。
見直し・改善点 (R6)	①③福祉委員研修等で福祉委員、民生委員・児童委員に助けあい会議の重要性を説明し、助けあい会議の出席率向上に向けて取り組む必要があります。 ②ふれあい・いきいきサロンへの男性参加が少ないです。社協職員もサロンに参加し、見守りや繋がりづくりの重要性を地域住民に伝えることで、男性を含め多くの方が参加できるよう取り組む必要があります。活動参加者の減少や担い手がいなことで活動休止となるサロン団体への支援が必要です。 ③福祉委員は自治会長兼務や仕事をしている方、一年交代の方が多く活動がなかなか定着しません。助けあい会議で福祉委員の研修を行うなど、福祉委員活動への理解を広めていく必要があります。また、福祉委員と民生委員・児童委員が情報共有する機会を設けることで顔の見える関係づくりを行います。 ④地域福祉活動研修会について、「若い世代」の参加状況に変化はありません。これまで声かけが出来ていなかった方々や団体へ声かけを行う必要があります。
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)	①全地区社協で助けあい会議＊や座談会を開催し、属性を問わず全世代の幅広いニーズの把握を行います。また、福祉活動専門員＊は、幅広い世代の地区社協活動への参加支援を行います。 ②ふれあい・いきいきサロン＊（憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・運動型）を日常生活圏域に年3～4か所設置推進します。男性を含め参加者が増加するよう活動内容の提案や回覧板を活用した声かけ、情報発信を行うなど参加支援に取り組みます。また、サロン等の担い手不足の観点から、サロン活動の担い手にアンケート調査を行い、活動の課題を把握しボランティアに参加しやすい方法を考え、活動の継続支援を行います。 ③福祉委員研修会の開催や役割周知に関する広報に加え、福祉活動専門員と福祉委員の定期的な見守り連絡体制をつくり、見守りが必要な世帯の情報を共有し、見守り活動の充実を図ります。 ④地域福祉活動研修会を開催し、担い手を育成します。 若い世代（協力会員、ボランティア登録者、子育て団体など）や地域づくり委員会に研修会等への参加を呼びかけ、担い手の確保に取り組みます。

		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①地区社協組織の活性化	地域助けあい事業の充実	34地区社協年2回開催	→
②ふれあい・いきいきサロンの推進	ふれあい・いきいきサロンの設置推進	「憩い型Ⅱ、憩い型Ⅰ、運動型」を日常圏域に年3～4か所設置	→
③福祉委員活動の充実	福祉委員活動の充実・活性化	年2回以上の見守り連絡（連絡票）を取る	→
④小地域福祉活動を支える人材の育成	地域福祉活動研修会の開催・活動者育成	年1回以上開催	→

基本目標 1：住民参加活動の推進

推進項目		(2) 当事者及び当事者組織の支援	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②③地域住民の障がい*の理解が不足しています。 ①特別支援学校や義務教育終了後、福祉的就労*や福祉施設を利用していない本人、家族が得られる情報量が減少しています。 ①③本人、家族が気軽に相談できる先（場所等）の周知が不足しています。 ①社会参加活動の場が限られています。 ①③親亡き後の子どもに対する不安があります。		
見直し・改善点 (R6)	①イエローリボンカフェは継続して実施をしながら参加者から当事者の社会参加状況の確認やニーズ調査をおこないます。 ③当事者団体（組織）と地域とが交流が図れる場づくりをすすめていく必要があります。		
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)	①当事者の社会参加支援として社会参加の場を企画実施します。 ②当事者の集まりや当事者団体（組織）の活動の場へ参加し、関係づくりを行います。把握した当事者の課題やニーズをもとに、当事者が主体となり組織化できるよう支援します。 ①③当事者の方がより充実した地域生活を送るため、当事者組織、団体等と、地域のつながりを協働して構築します。		
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①当事者の社会参加支援	【新】 社会参加活動の実施	イエローリボンカフェ年4回 ニーズ調査	取組の検討
②各種当事者組織の活動支援及び組織化	支援とニーズに応じた組織化	関係会議・行事に出席し 情報収集	
③当事者組織との協働活動の推進	当事者組織、団体と地域とのつながりの構築	本所・各地域年1回以上	

基本目標 1：住民参加活動の推進

推進項目		(3) ボランティア活動の育成支援	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動		①ボランティア活動者の高齢化による会員数の減少や会員不足、次世代を担うリーダー不在の課題があります。幅広い世代へボランティア活動の情報が届いておらず、活動に参加できる環境が整備されていません。 ②災害時の支援体制や運営方法についての共通認識が、社協内部や協働する地域住民、真庭市等関係機関において不十分です。	
見直し・改善点 (R6)		①ボランティア育成のために、次世代の人材が参加しやすい広報・申込方法等の模索が必要です。また、地域で求められるボランティアニーズの掘り起しが必要です。 ②災害時の支援体制構築の為、防災士や各関係機関などとの連携を強化します。	
具体的な取り組み、実施方法 (R7-R8)		①ボランティア市民活動センターの相談・支援機能を強化し、ボランティア講座等を開催し、幅広い世代へボランティア活動のPRや情報発信、参加呼びかけを行います。ネットでの参加申込や夏のボランティア体験事業の事前・事後研修の動画視聴など、参加しやすい仕組みを考えます。通年ボランティア人材が募集できる仕組みを構築します。 サロン活動や住民座談会で地域のボランティアニーズについて聞き取り、ボランティア養成につなげます。 ②災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、真庭市等関係機関と連携した災害時の支援体制づくりに取り組みます。併せて災害時に活動できるボランティアを育成します。(隔年)	
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①ボランティア市民活動センター機能の強化	ボランティア講座、夏のボランティア体験事業	本所・各地域年2回以上	→
②災害ボランティアセンターの設置と運営	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	1回	

基本目標 1：住民参加活動の推進

推進項目		(4) 地域包括ケアシステムの構築	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動		①②課題把握や関わりが高齢者に偏っており、障がい・子育て分野など多世代、多分野の福祉課題の把握が不十分です。	
見直し・改善点 (R6)		①全地域で課題に沿った生活支援体制の整備を進める必要があります。また、真庭市と協働して有効に機能する地域ケアシステムの構築が必要です。 ②「地区社協座談会（1-(4)-②）」と内容が重複しているため、本項目に統一します。	
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)		①生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たし、生活支援サービスの充実・強化を行います。（第2層地域支援コーディネーター*の受託地域は、北房・久世・勝山・美甘・湯原・蒜山です） ②全世代を対象に課題発見と支援を考える座談会を地区社協等と協働し開催します。また、市全域で協議テーマを統一し、課題を把握します。把握した課題は地区社協と地域福祉推進委員会で改善・解決に向けて協議します。また、圏域の地域ケア会議*につなぐ必要がある課題は、関係機関と協働して取り組みます。	
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備事業の推進	推進	
②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	地区社協エリアで課題発見と支援を考える	28地区	34地区

基本目標 1：住民参加活動の推進

推進項目	(5) 調査・研究、新たな公共活動の開発・推進		
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②③ ・地区社協事業やサロンなどへの送迎について不安 ・サロン活動への男性の参加が少ない他椅子などの会場内の問題 ・ひきこもり世帯への対応ができていない ・生活困窮者の相談に対して、より身近な各支所での継続的な関わりが不十分 ・定期的な情報交換の場がほしい ・当事者の相談場所がほしい 等の課題があります。		
見直し・改善点 (R6)	①②③調査の取り組みが未実施の支所があり、各支所での調査活動実施について計画に追記します。福祉活動専門員と地域支援コーディネーターが協働し、全域で住民ニーズの分析、研究をしていく必要があります。 地域の声を聞きながら、NPO・企業等と連携、協働による新たな取り組みを行います。		
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)	①②③座談会や会議等でアンケート、ワークショップを行い住民ニーズを把握・分析し、課題解決に取り組みます。		
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①住民ニーズの把握・分析	福祉ニーズ調査の実施及び研究	本所、各支所で住民ニーズの調査・分析	
②住民参加による新たな支援活動の開発・推進	住民参加型福祉サービス※ (地域助けあい事業の推進)	関連した会議に年1回以上出席	
③NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	NPO・企業との協働による新たな支援活動の開発・推進	NPO・企業等と連携・協働した新たな取り組みの検討と実施	

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目		(1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動		①②③高齢者の課題に限らず、子育てや障がい、介護、ひきこもり、貧困に係る問題など様々な生活問題や地域課題があり、問題も多様化、潜在化しています。	
見直し・改善点 (R6)		①多様なアウトリーチ方法と要援護世帯把握の仕組みづくりを進める必要があります。高齢者に限らず、様々な生活課題を抱えた世帯の把握、地域住民と連携した見守りが必要です。 ②把握した要援護世帯への訪問や必要な支援への結びつけが十分ではありません。助けあい会議等で把握した要援護世帯に対して、福祉活動専門員がアウトリーチを行い、ソーシャルワークの視点に基づき支援する必要があります。 ③地域住民と共に身近な地域の福祉課題について、福祉課題の解決に向けて考える場を作り、住民主体の福祉活動を進める必要があります。	
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)		①助けあい会議で、高齢者に限らず、困りごとを抱え見守りが必要な世帯を把握し、適切な支援に結びつけます。社協と地域住民が見守り世帯の状況を共有し、必要な支援を行います。また、訪問活動や当事者組織の活動、地区社協活やふれあい・いきいきサロン活動などへの参加により地域生活課題を抱えた世帯の把握に努めます。 ②福祉活動専門員のアウトリーチ活動の充実、相談援助技術の向上に努めます。専門員会議等で、職員の資質向上のための研修を行います。 ③地域住民がだれでも参加できる住民座談会を各地域年1回以上開催します。	
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり	見守り連携強化 【参考】地域住民の見守りが必要な世帯：689世帯（R6年3月31日時点）	対象となる世帯すべて	→
②アウトリーチ（地域踏査・訪問）活動の強化	専門職による訪問活動の推進 【参考】福祉活動専門員による訪問が必要な世帯：62世帯（R6年3月31日時点）	対象となる世帯に、年1回以上訪問	→
③住民座談会の実施	住民座談会の開催	各地域年1回以上	→

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②【地域】地域のニーズ把握が十分ではありません。 ①②【介護】利用者が安心して在宅での生活が送れるよう、地域や多職種との連携が必要です。 ③子育て支援団体は、会員数の減少・次世代リーダーの不在・活動のマンネリ化などの課題を抱えています。子育て支援活動やその必要性について市民への周知が不十分です。 ④生活困窮者の相談に対して、より身近な各支所での継続的な関わりが不十分です。 ⑤利用対象者や貸出物品がわからないという声があり、地域や関係機関へ周知不足です。
見直し・改善点 (R6)	①②【地域】地区社協など地域による高齢者への取り組みが定着してきており、歳末たすけあい募金を財源とする高齢者事業の見直しを行い、今日的な地域生活課題の改善・解決に取り組む必要があります。 ①②【介護】介護技術等の向上を高めつつ、複合的な課題を抱える世帯への支援の検討等、社協職員としてのスキルアップを目的とした研修が必要です。 ③子育て支援団体の抱える課題について、市との役割分担により子育て支援を推進する必要があります。また、関係機関との関りを強化し、顔の見える関係づくりや子育て支援に関するニーズ把握を継続して行う必要があります。 ④たべものステーション*の利用希望に対して食品の確保が不十分であり食品募集の強化が必要です。 ⑤福祉機器・介護用品貸出事業は、市民への周知が十分ではありません。また、利用状況の把握と貸出物品の整理が必要です。
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)	①②【地域】助けあい会議、ふれあい・いきいきサロン、職員のアウトリーチ活動で日常的な見守りを継続します。また、地域が主体的に実施する高齢者対象の事業が定着してきており、歳末たすけあい募金事業を見直します。子育て世帯や認知症高齢者、生活困窮世帯の支援など地域の実情にあった支援を各支所で実施します。 ①②【介護】各種研修に積極的に参加することで介護技術・知識の向上に努めつつ、地域や他職種と連携できるよう社協職員として必要な研修を交えながらスキルアップを行い、より良いサービス提供を行います。 ③情報交換会を継続し、市職員の参加を得るなど市と共有連携を図り役割分担をして子育て支援をすすめます。 ④企業や地域と連携し、食品募集を強化します。また、真庭市社協緊急小口資金貸付やまにわささえ愛ネット*、「くらしの相談窓口」生活困窮者自立支援事業（R6年度からの受託事業）と連携した相談支援を行います。 ⑤適切な利用ができているか利用状況の実態把握を行います。また、貸出物品について、介護用品と体験用具やレクリエーション用具の項目整理の為、要綱別表を見直します。

		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①高齢者支援の推進 【地域福祉】	一人暮らし高齢者等への支援	各支所で現状調査、事業 見直し協議	地域福祉推進委員会＊ 地区社協へ説明
①高齢者支援の推進 【介護】	介護技術・相談援助技術等の向 上、多職種との連携 (外部とは市・県などの研修)	内部研修：毎月 外部研修：年4回	
②障がい者（児） 支援の推進	障がい者の理解・介護技術の向上		
③子育て支援の推 進	子育て支援団体の活動支援	2回	
④生活困窮者の支 援	フードバンク・フードドライブ (たべものステーション＊)	食品募集強化検討	募集強化を実行
⑤貸出事業の実施	福祉機器・介護用品貸出事業	利用者実態調査 実施要綱別表見直し協議	別表運用開始

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目		(3) 相談支援の実施	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動		①②多様な課題を持った世帯が地域にありますが、地域での見守り・訪問が難しい状況があります。 ③貸付事業の内容が地域に周知されていません。相談はありますが、決定に時間を要したり、貸付要件を満たさないため貸付には至らず、相談者との継続的な関わりができていません。	
見直し・改善点 (R6)		①ふくし巡回相談の実施内容と把握したニーズへの対応について分析し事業の充実が必要です。 ②関係機関の専門相談の充実や市の総合相談窓口の設置、ふくし巡回相談の実施等により、心配ごと相談所の相談者が減少している為、縮小の方向で市と協議を行います。 ③資金貸付に至らない世帯の課題改善に必要な情報提供や支援に結びつけるほか、継続した相談支援を必要とする世帯にアウトリーチ活動を実施します。	
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)		①職員の資質を向上させ、地域の多様な課題へ丁寧に対応します。また、ふくし巡回相談を実施し、地域の身近な相談窓口を充実させます。ふくし巡回相談で把握したニーズを分析し、相談から適切な支援へつなぎ、事業の充実強化をします。 ②心配ごと相談所は、R7年度中に真庭市と事業縮小について協議します。 ③低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、資金の貸付と相談支援を実施します。また、年1回社協だよりで地域への事業周知を行います。資金貸付に至らなかった世帯の状況を丁寧にアセスメントし、継続的支援が必要な場合はアウトリーチ活動につなげます。	
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①相談窓口機能の充実	相談窓口の充実	ふくし巡回相談 市内全域80回 R6年度実施内容の把握	ニーズ分析・事業充実検討
②心配ごと相談所の開設	相談員研修の実施	真庭市と事業縮小に向けた協議	事業縮小
③生活福祉資金貸付事業の実施	貸付窓口対応・貸付業務	相談支援	

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目		(4) 住民の権利擁護の推進	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動		①②事業理解は広がっていますが、内容の把握までは至っていません（利用対象など）。相談対応に丁寧な回答が求められています。 ③利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整え、適切な解決に努めることが求められています。	
見直し・改善点 (R6)		①②日常生活自立支援事業*、法人後見事業*ともにコミュニティソーシャルワークの視点を持った支援ができるよう職員の資質向上が必要です。 ①②予防的権利擁護を進めるため、地域住民や関係機関専門職への事業周知や理解促進が必要です。目標設定を受任件数に変更します。	
具体的な取り組み、実施方法 (R7-R8)		①日常生活自立支援事業 契約件数38件/年、以上を目標とします。 ②法人後見事業 受任件数20件/年、以上を目標とします。 ①②地区社協活動等、地域住民が集まる場や専門職の会議等に出向き事業周知を行います。また、8050問題*など地域生活課題を抱えた世帯への切れ目ない相談支援・権利擁護支援体制づくりについて調査、検討します。 ③第三者委員会を開催し、適切な苦情解決に努めます。	
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業の啓発・利用促進	契約件数38件以上	→
②法人後見事業の実施	法人後見事業	受任件数20件以上	→
③福祉サービス苦情解決窓口の設置	第三者委員会の開催	必要に応じて開催	→

基本目標3：地域福祉推進のための環境整備の推進

推進項目	(1) 福祉教育の推進		
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①体験学習が主で、児童生徒の主体的で継続性のある学びができていません。「地域で自分が出来ることを考え行動する力」をつけるための実践的な学びができていません。 ②若い世代へ社協事業や福祉情報の提供が不足しています。		
見直し・改善点 (R6)	①学校の中だけで実施する福祉教育で終わらせるのではなく、地域の課題に気づき解決していこうとする地域づくりに結びついた福祉教育に取り組む必要があります。 ②住民全般へ、社協や社協活動の周知が不足しています。		
具体的な取り組み、 実施方法 (R7-R8)	①福祉学習や地域型福祉学習事業により、学校の福祉学習を推進します。サービスラーニングの手法を取り入れ、地域と児童生徒がつながるプログラムや福祉学習ハンドブック、事例集を用い福祉教育に取り組みます。また、高校生への福祉学習は、社協が実施する地域福祉事業や介護事業等を体験的に学べる機会をつくる等、将来の職業選択に活かせるよう取り組みます。 ②福祉学習ハンドブック等を活用し、社協及び福祉に関する啓発を行います。特に社協について、あらゆる機会に周知を行い、住民の社協や社協活動の認知度を高めます。また、幅広い世代が参加できる真庭市社会福祉大会や住民座談会（各地域）を実施します。		
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①児童・生徒への福祉教育の推進	福祉学習事業	福祉学習事例集の作成	事例集の活用 高校生へのアプローチ
②地域住民への福祉教育の推進	福祉教育の実施 (福祉学習機会の提供)	ハンドブック活用した実施 80回以上/年	

基本目標3：地域福祉推進のための環境整備の推進

推進項目		(2) 広報啓発活動の推進	
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動		①②社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていないため、地域住民に知られていません。子育て世帯、学生等をはじめとした若い世代へ福祉情報の発信が不十分です。	
見直し・改善点 (R6)		①②社会福祉協議会や社協事業について、市民の認知度が低いです。また、SNS*やプレスリリースによる広報活動の回数は支所によって差があります。 広報誌「社協だより」の毎月発行やSNSを活用しているものの、社協や社協が行う事業の地域住民の認知度が高いとは言えない状況です。子育て世帯、学生等をはじめとした若い世代へ福祉情報の発信が不十分です。	
具体的な取り組み、実施方法 (R7-R8)		①広報委員会を年4回開催し、社協の広報誌「真庭市社協だより」の紙面を評価します。真庭市社協の事業、地域福祉についての理解を深める紙面づくりを住民目線で検討します。 ②SNSやプレスリリースの方法をまとめ、本所・支所で共有します。また、事業や活動内容について積極的に情報発信を行います。（本所・各支所年12回以上）ふれあい・いきいきサロンや地域福祉活動団体助成、地域型福祉学習事業助成校など、関連団体などからの情報発信も強化します。 併せて、広報活動における費用対効果の評価を行います。	
		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①住民参加による社協だよりの発行	広報委員会の開催	年4回	→
②情報提供活動の充実	広報媒体の活用	本所・各支所 年12回以上 社協だより年12回発行 SNSフォロワー数20増 プレスリリース年20回	→

基本目標3：地域福祉推進のための環境整備の推進

推進項目	(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①地域福祉推進のために行政は重要なパートナーであり、継続的・効果的な事業の展開を行っていくためには相互連携が不可欠ですが、人事異動等の際、不十分となる恐れもあります。 ②組織間での社協の共通理念・事業に対するビジョンの共有が不十分となっています。 ③人口の減少、また若い世代の方や新しい世帯への広報・周知不足もあり、社協会費（一般会員）、共同募金の実績額が年度ごとに減少しています。 ④社会福祉士等の国家資格取得者が近年少なく、また職員間での意識・援助技術等の能力に個人差が見られます。 ⑤指定管理施設の管理期間が令和6年度（2024年度）で終了となります。また、落合老人福祉センターの老朽化が進んでいるため、将来の施設運営に不安があります。
見直し・改善点 (R6)	①担当課だけでなく、他部署・又は上層部を含めた社協事業に対する意識の共有・理解の場づくりが必要です。 ②役職員の研修への参加者が少なく、組織間での社協の共通理念・事業に対するビジョンの共有が不十分となっています。 ③人口減少、世帯が年0.5%減少している為、地域の実情に応じた目標値の設定に見直す必要があります。 ④職員間で援助技術等の能力に個人差が見られ、資質向上のための機会をつくる必要があります。 経営面を理解するための研修を行い、職員の意識統一・スキルアップを図ります。 ⑤介護事業所を運営する指定管理施設もあり、緊急時を想定した安全面を含めた管理運営が必要です。
具体的な取り組み (R7-R8)	①必要に応じて社協事業推進に関わりのある部署・上層部も交えながら、真庭市との定期的な連絡調整会議を行います。 ②役職員全員の意識の共有を図れるよう、研修当日参加できない方のためにweb配信（YouTube）等を行いながら、全員が研修へ参加できるよう取り組みます。 ③一般会費については、前年比0.5%増を目指します。加入率の低い自治会への呼びかけ強化や地域住民に地区社協活動や社協活動が浸透するよう、地区社協や社協支所から身近な地域の使いみちの広報活動を強化します。 共同募金は、福祉教育の機会に、学生ボランティアの積極的な参加呼びかけや使いみちの周知を行い、寄付付き商品や募金箱設置増強の検討を行い、前年比1.5%増を目指します。また、共同募金配分金事業の内容を見直します。 ④地域福祉部門研修の定期的な開催と内容充実を図り、職員の資質向上に努めます。地域福祉部門研修は、年4回の外部講師による研修に加え、福祉活動専門員・地域支援コーディネーター会議で年2回以上、グループワーク等を活用し内部研修を実施します。 経営面を理解するための研修を行い、職員の意識統一、スキルアップを図ります。 ⑤BCPの訓練を含めた安全かつ適切な施設運営を行います。

		年度ごと目標	
実施項目	重点事業	R7	R8
①行政とのパートナーシップ	真庭市との連絡調整会議の実施	年4回	→
②組織機能の充実	役職員研修の実施	年1回	→
③自主財源の確保	会員会費の増強	前年比0.5%増	→
	共同募金、歳末たすけあい募金、 災害義援金の募集	前年比1.5%増	→
④職員の資質向上	地域福祉部門における研修の実施	年6回	→
⑤施設の管理運営	指定管理施設の適切な運営	運営状況の確認・精査 BCP訓練等の実施	→

年次計画と最終目標				斜線部分は、「第4章 計画の推進」に記載										(注)○は実施年		
基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標		
1 住民参加活動の推進	(1) 小地域福祉活動の推進	①地区社協組織の活性化	地区社協活動の充実・活性化	R2.R3年度は新型コロナウイルス感染拡大により地区社協事業が縮小等の影響がありました。地区社協の課題として、参加者や活動内容の固定化があげられます。	地域の中で孤立することのないよう、地域ぐるみで参加を呼び掛けたり、見守りができる地域になるよう働きかけます。活動の固定化が課題となっており、活動を見直すきっかけを提案しながら、誰でも参加しやすい事業の提案やコロナ禍での見守り活動など声掛けを行います。活動を見直すためのふりかえりシートを作成します。 毎年地区社協実績報告の時期に、地区社協と活動をふりかえり、課題の把握や活動の見直し、新たな取り組みに向けた支援を行い活性化を図ります。	作成	○	○	R5年度に「地区社協活動ふりかえりシート」の作成を行いました。また、ふりかえりシートを用いて各地区社協と協働してR4年度活動のふりかえりを行いました。	ふりかえりを行った結果に 応じて、活動活性化のための働きかけができていません。障がいのある方を対象とした活動の実施がない地区社協が73.5%でした。本所・各支所で協働して、地区社協活性化につながる活動支援を行っていく必要があります。	年1回地区社協活動のふりかえりに「地区社協ふりかえりシート」を活用します。地区社協活動の活性化に向けた働きかけを行い、障がいのある方も参加できる活動や、地区社協行事の参加者が増加するよう働きかけます。	○	○	地区社協と活動のふりかえり(ふりかえり⇒見直し⇒計画⇒実行)を繰り返し行っている。		
			地域助けあい事業＊の充実	地域での見守りが定着している反面、地域助けあい事業の有料サービスの利用が増えていない状況です。情報共有する助けあい会議で、地域からあがる見守り対象者が高齢者に偏っています。職員のアウトリーチ活動と属性を問わず全世代の地域課題の抽出が必要です。	全地区社協で助けあい会議や座談会を開催し、属性を問わず全世代の幅広いニーズの把握を行います。会議後は福祉活動専門員のアウトリーチを徹底し、地域と連携した見守り活動を行います。(34地区社協で年2回の助けあい会議を開催) 福祉委員と連携した見守り活動を図るため定期的にコミュニケーションをとり、生活支援の必要な方には適切なサービスの紹介や支援につなぎます。地域助けあい事業の周知をパンフレットの活用や社協だよりなどを通じて行い、ケアマネジャーや福祉関係者へ情報発信していきます。	○	○	○	R4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、助けあい会議を開催できなかった地区もありました。R5年度は、地区社協をより細かいエリアに分けて会議を開催した地区もありましたが、34地区社協のうち4地区では1回のみの会議開催でした。地域助けあい事業有料サービスは、R4年度利用者3名、ゴミ出し支援52回。R5年度利用者3名、ゴミ出し支援50回の実績がありました。			○	○	地区社協活動の参加者が増加し支え合える地域となっている。 地域の中で孤立することのないよう、見守りができている。 地域助けあい事業有料サービスの利用者が増加している。		
			地区社協座談会の開催	地域課題の抽出ができていません。座談会で属性を問わず全世代のニーズの把握が必要です。	座談会を年1回以上、開催します。適宜、行政に参加協力を求めます。(社会福祉法により、市町村は包括的支援体制を整備していくことが努力義務とされた)	○	○	○	各地区で助けあい会議や座談会において、救急医療情報キットの設置状況、災害時の支援の必要性の有無、買い物支援の必要性の有無などの視点から課題把握に取り組みましたが、実施できなかった地区もありました。	把握した課題について、真庭市との共有や、その手法等について検討する必要があります。他の福祉座談会、全世代属性を問わない支援の仕組みづくりの事業と似た取り組みになっており、事業整理を行います。	事業整理を行い、基本目標1-推進項目(4)-②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくりに向け、座談会を地区社協と連携・協働して進めます。ニーズを把握し、把握した課題について真庭市と共有します。	○	○	座談会を年1回以上開催し、全世代属性を問わないニーズを把握している。真庭市と共有できている。		
			地区社協助成金交付	会員会費の約6割を上限として助成していますが、助成内容について検討する必要があります。	会員会費の約6割を上限として助成します。地区社協活動の目的に沿った使途となるよう活動助成の対象事業等、内容について検討します。	○	○	○	地域福祉推進委員会で各地区社協の活動内容の情報提供を行いました。助成金の報告書が詳細に記載されていない地区社協には支所を通じて修正を依頼し、助成金使途の把握に努めました。	地域福祉推進委員会等を通じて、地区社協助成金が適正化に活用されるよう働きかける必要があります。	地域福祉推進委員会や地区社協役員会などで活動について話し合う機会を作り、地区社協助成金が適正に活用されるように働きかけます。	○	○	適正な地区社協助成金交付ができている。		
			地区社協の普及啓発活動の実施	地区社協活動の広報・啓発・周知が必要とされています。	社協だより、ホームページ、真庭いきいきテレビ＊、フェイスブック、閲覧板等を活用し地区社協活動等のPRや周知を行います。(各地域年2回以上) 地区社協活動啓発のチラシの更新を行います。	○	○	○	社協だより、真庭いきいきテレビ、フェイスブック等を活用し周知を行いました。	地域住民が地区社協活動を身近に感じ活動が活性化するよう、広報を継続する必要があります。	社協だより、真庭いきいきテレビ、フェイスブック等を活用し、各地域年2回以上広報啓発活動を行います。	○	○	地区社協活動の活性化に向けた普及啓発を本所、各地域年2回以上以上行っている。		
			地区社協での見守り活動の充実	世帯状況の変化により自助力では問題解決できない世帯が増加しています。地域に潜在化している困りごとがあるため、困りごとを自分から声にして伝える事が出来ない方がいます。そのため定期的な声掛けによる見守り活動から地域のニーズを引き出す必要があります。	助けあい会議を全地区社協で年2回開催し、地域状況の把握と見守りを進めます。困りごとを抱えた世帯には社協職員がアウトリーチを行い必要に応じて適切な支援につなぎます。救急医療情報キット設置者の情報更新の確認を通じた見守り活動の充実を図ります。見守り活動の取り組みである救急医療情報キットの周知を行うため、チラシの見直し(活用例の記載)、設置目的を市民に伝えていきます。 日頃からの見守りをはじめ地区社協の活動を通して、互いに支え合う地域(支え手側、受け手側に分かれるのではなく)、助けてと言える地域づくりを進めます。	○	○	○	R4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、助けあい会議を開催できなかった地区もありました。R5年度は、地区社協をより細かいエリアに分けて会議を開催した地区があった一方、4地区では会議を1回のみの開催でした。助けあい会議で把握した世帯等について、各支所合計でR4年度は739回、R5年度は629回アウトリーチを行いました。	地区社協での見守りが充実できるよう年2回助けあい会議の開催を働きかける必要があります。救急医療情報キットの必要性が周知できるよう、チラシの見直しを行います(R6年度予定)。属性を問わず、困りごとを抱えた世帯の把握と見守り体制づくりが必要です。	各地区社協で助けあい会議を年2回開催し、福祉委員と民生委員・児童委員との連携ができ、見守り活動が充実するよう取り組みます。	○	○	地域助けあい事業を中心に福祉委員と民生委員児童委員との連携が強化し、見守り活動が充実している。また、困りごとを抱えた世帯には、福祉活動専門員がアウトリーチを行い適切な支援につながっている。		

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
1 住民参加活動の推進	(1) 小地域福祉活動の推進	②ふれあい・いきいきサロンの推進	ふれあい・いきいきサロンの設置推進	活動の担い手が不足しています。参加者の固定化が見られます。 R2.R3年度は新型コロナウイルス感染拡大によりサロン活動の縮小等の影響がありました。	高齢者に偏らず子育て中の方、障がいのある人も含めさまざまな人へ広く呼びかけ、サロン設置を推進します。 サロン未設置自治会に、真庭市と協働で出前サロンを開催するなどの手法を用いて「憩い型Ⅱ」「憩い型Ⅰ」「運動型」の設置を推進します。住民の孤立感や不安を解消し、「仲間づくり」「出会いの場づくり」の場となるふれあい・いきいきサロンを日常生活圏域に新たに年3～4か所設置します。【R3.12月末現在:憩い型Ⅱ(153か所)、憩い型Ⅰ(1か所)、子育て(2か所)、運動型(28か所)】	○	○	○	勝山地区で「とみはらモバイルBASE」の開催や、美甘地区で移動販売の時間に合わせたサロンの開催を行いました。 R6年3月31日時点では201ヶ所のサロンが広がり、サロン以外にささえあいデイサービスや、運動クラブなどの集いの場も立ち上がっています。			○	○	生活支援コーディネーターと福祉活動専門員が連携し、日常生活圏域に集いの場(憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・運動型)が105か所以上設置できている。
			ふれあい・いきいきサロンの担い手研修と活動の活性化	社協からの情報提供やサロン同士の交流の場が求められています。 参加者にとって魅力ある研修会の開催が必要です。	各地域年1回以上研修や情報交換を目的にサロンの集いを開催します。(開催エリアについては、専門員会議で検討します) 「買い物(移動販売)」や「健康づくり」などのメニューを併せて実施するなどの工夫も提案していきます。	○	○	○	社協だより、フェイスブック等でサロン活動について周知を行いました。R4年度にサロンのチラシを更新しました。			○	○	各地域年1回以上研修や情報交換を開催し、工夫しながら健康づくりなどの出前講座の活用で活性化が図れている。
			サロンを活用した移動販売利用事業	移動販売を行っていますが、事業周知ができていません。	サロンの集いなどの機会を通じてニーズ把握や事業周知に努め、希望するサロンへ適時対応するなど、移動販売を活用した買い物支援の取り組みを継続します。	○	○	○	社協だより、真庭いきいきテレビ等で福祉委員の活動や引き継ぎについて周知を行いました。 自治会の都合により任期1年の福祉委員も多く、また、世帯数減少や高齢化などの理由により福祉委員未設置の自治会もやや増加しています。			○	○	サロンで移動販売を利用し、買い物支援ができています。
			ふれあい・いきいきサロンの普及啓発	サロン活動の広報や啓発による集いの場の普及啓発が必要となります。	身近な地域でおしゃべりしたり、体操することで閉じこもり防止や不安解消につながるサロン活動を、社協だより、ホームページ、フェイスブック、真庭いきいきテレビ、回覧板等でPRします。(本所、各地域年2回以上)また、必要に応じてサロンのチラシを更新します。	○	○	○	全地域で年1回以上福祉委員研修会を開催しました。開催回数や日時の工夫、欠席する場合は代理出席を求めるなどの工夫を行いました。			社協だより等により広く地域に広報することとあわせ、未設置自治会に個別に働きかけて行く必要があります。	○	○
	③福祉委員活動の充実	福祉委員の設置、委嘱	1年交代の地区では地域実態把握が困難であり、役割等が理解不足となり福祉委員活動が主体的になりにくい現状があります。	1自治会1名以上、2年任期で各自治会長に推薦依頼を行います。福祉委員交代時に福祉委員の役割や活動内容の引継ぎがスムーズに行えるよう工夫します。 見守り活動や身近な地域の福祉活動への参加、回覧板等を活用した情報発信などの役割について、会議や広報媒体を活用し、福祉委員の役割について、福祉委員を始め市民への理解を促します。	○	○	○	社協だより、真庭いきいきテレビ等で福祉委員の活動や引き継ぎについて周知を行いました。 自治会の都合により任期1年の福祉委員も多く、また、世帯数減少や高齢化などの理由により福祉委員未設置の自治会もやや増加しています。未選出自治会29、選出率 96.5%(R6.3.31現在)	福祉委員活動の必要性や具体的な役割を周知することで、活動の推進を図る必要があります。 選出のない自治会へは、福祉委員選出について働きかけを行う必要があります。	○	○	すべての自治会に福祉委員が委嘱できている。 研修会を年1回以上開催し、参加者が増加している。(参加率目標80%)		
		福祉委員研修会の開催	日頃の活動につながるよう、福祉委員の役割への理解を深める必要があります。研修会への福祉委員の参加が少ない現状があります。	4～5月中に各支所で福祉委員研修会を開催し、具体的な活動内容や役割について研修を行います。 参加率向上に向け、研修会の開催時間や回数(昼の部、夜の部・曜日など)を工夫します。(各地域年1回以上)	○	○	○	福祉委員研修会は全支所で開催し、昼、夜開催にするなど内容も工夫しました。 参加率は、全体でR4年度57%、R5年度58%でした。	福祉委員活動について地域に周知し、活動の必要性を知っていただくことが必要です。	○	○	民生委員・児童委員との連携が図れている。 見守り活動等アンテナ役として活動できている。		
		福祉委員活動の充実・活性化	福祉委員の活動状況に差があります。活性化に向けた取り組みが必要です。	年1回以上の研修会や社協だより、ホームページ、MIT、フェイスブック、回覧板等による役割周知に加え、見守り対象者の状況を相互に情報共有するなど定期的(年2回以上)に各福祉委員とコミュニケーションをとり、福祉委員活動の理解を進めます。 福祉委員同士が活動イメージやアイデアを共有できる機会を作ります。	○	○	○	R5年度に助けあい会議に欠席された福祉委員に、連絡票を用いてコミュニケーションをとる「見守り状況・地域状況 連絡票」を作成したことで、見守り連絡体制づくりが進みました。			○	○		

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
1 住民参加活動の推進	(1) 小地域福祉活動の推進	④小地域福祉活動を支える人材の育成	地域福祉推進委員会の推進	住民主体の地域づくりのために、地域福祉推進委員会議の開催が必要です。	支所管内の地域福祉の充実を図るために年3回以上地域福祉推進委員会議を開催し、支所の地域福祉事業について協議します。	○	○	○	新型コロナウイルス感染症の影響があり、年2回の開催支所がありました。	継続して、地域福祉推進委員会を通じて支所ごとの地域福祉活動の充実を行います。	地域福祉推進委員会を各地域で年3回以上開催し、地域福祉活動の充実に向け委員と協議し、協働して取り組みます。	○	○	地域福祉推進委員会を年3回以上開催し、支所ごとの地域福祉事業が充実している。
					各支所の情報交換や市内の小地域福祉活動の充実に向けて、代表者会議(各地域福祉推進委員会の代表)を年2回程度開催します。	○	○	○	R4年度、R5年度ともに代表者会議を2回開催しました。	地域福祉活動の基礎となる各地域の状況・ニーズを把握するため、また地区社協活動をはじめとする各地域の活動を情報共有するために会議開催を継続する必要があります。	地域福祉推進委員代表者会議を年2回以上行い、各地域の活動を情報共有します。	○	○	地域福祉推進委員代表者会議を年2回以上開催し、各支所管内の状況把握と地域福祉活動が充実している。
			地域福祉活動研修会の開催	地域助けあい事業の協力会員・小地域福祉活動を支える人材の育成研修として今後必要です。	福祉活動充実のため、若い世代のリーダーの養成を行う担い手研修を年1回以上開催します。学校や地域づくり委員など関係する団体等と連携を深め、参加者の確保と人材の発掘、人材の育成を行います。	○	○	○	全体で開催し、R4年度二川地区社協活動発表を行い、35名参加がありました。令和5年度中和地区社協の活動発表を行い、56名参加がありました。内容は、これまでのアンケートをもとに、市内の地域福祉活動の実践発表をしました。			○	○	研修会や講座へ若い世代の参加があり、活動者が増加している。
	(2) 当事者及び当事者組織の支援	①当事者の社会参加支援	社会参加活動の実施	社会参加ができる場が限られています。学校卒業後の本人や家族の相談窓口が無く情報量が減少しています。親亡き後の子どものことを心配されています。気軽に相談ができる場(社協)で聴いてもらえるだけでありがたいという意見から必要性を感じます。転入された方にも情報が伝わるよう、関係機関との連携が重要となります。	当事者団体との協働により当事者が役割を持ち主体的に活動できる社会参加の場を作ります。仲間づくりや居場所づくりについて支援します。また、障がいの有無や程度に関係なく世代や分野も超えて、地域の中で交流を図ることのできる活動を企画実施するとともに、障がいに関する正しい知識の取得や理解促進にもつなげます。状況に応じ合理的配慮の提供を行います。社会参加活動の実施に併せ、日頃の悩みや相談など気軽に話せる場、本人や家族がほっとできたり他の参加者と共感の持てる場の設定に努めます。地域住民やボランティアなど地域と当事者をつなぐコーディネートを行います。社協は平時より継続的に相談窓口となり、必要に応じ専門相談員などの協力を得ます。SNSをはじめ情報提供の仕組みを考えていきます。(災害時などを含む)	○	○	○	川上では、慶光園のグループホーム利用者と地区社協とで協働し、地域住民と共にポッチャ交流会を行いました(R4,R5)。湯原では、旭川荘利用者の方の作品を中学生のボランティアと共に展示しました(R4,R5)。久世では、外国人ママ同士が交流できる場づくりを行いました(R4)。北房では、地域食堂を開き、いきいき会や放課後デイサービスの方が参加できるように声をかけました(R5)。勝山では、障がいがある人もない人も参加できないまぜマルシェを開催しました(R5)。全体事業で、「イエローリボンカフェ」障がいや特性を持つ子の親の不安や悩みの軽減を図れる場づくりを開催しました。各圏域で行われている認知症カフェについて地域(生活)支援コーディネーターが協働で参加協力を行いました。			○	○	社会参加できる場、居場所ができており、顔が見える関係が築けている。また地域住民との交流が図れ、事業所や団体の活動時には、支援者(協力者)が増えている。
			②各種当事者組織の活動支援及び組織化	支援とニーズに応じた組織化	会員減少や事務負担から継続した活動が困難な団体があります。活動が継続できる体制づくりを行い、スムーズに自主運営できるよう会員に対する理解を進める必要があります。	○	○	○	各支所で遺族会、シニアクラブ、手をつなぐ親の会などの当事者組織の会議に参加しました。会議の出席以外に、研修会、スポーツ大会、料理教室などの参加・協力を行っています。			○	○	真庭市、社協、各関係団体と連携が図れている。当事者組織、団体の活動支援ができています。
			③当事者組織との協働活動の推進	当事者組織、団体と地域とのつながりの構築	当事者組織との連携が必要です。作業所・子育て支援団体・障がい者(児)の団体等との協働した活動や継続したかかわりが必要です。	○	○	○	①に記載			○	○	当事者組織、団体と地域のつながりができ、協働した活動ができています。

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標	
	(3) ボランティア活動の育成支援	①ボランティア市民活動センター機能の強化	ボランティアセンター事業（相談、登録、紹介、連絡・調整、活動支援、広報啓発）	高齢化などで、活動継続が難しくなる団体もあります。活動継続への支援や新たなボランティアの獲得、広報啓発活動が必要です。	ボランティア市民活動センター(本所)とボランティアステーション(各支所)で実施している、ボランティア活動に関する相談受付・連絡・調整を継続して行います。 ボランティア団体の課題に対する相談支援を強化します。行政等関係機関と連携し、情報提供や活動の相談・支援を行います。ボランティアステーション便りを発行し、幅広い世代の市民に活動のPRや情報を発信します。(本所、各地域年3回)	○	○	○	本所、各支所でボランティア活動の相談受付、調整を行いました。(相談件数R4年度174件、R5年度139件) ボランティアステーション便りを発行し、地域への広報を行いました。発行回数目標達成できなかった支所もありました。(R4年度25回、R5年度28回)	ボランティアステーション便りの効果の確認や内容、配布先、中高生への発信手段の検討も必要です。 ボランティア活動に興味関心を持ってもらえるよう、ボランティアステーション便りに加えて、社協だよりやフェイスブック等で広報啓発を行う必要があります。	ボランティア市民活動センター(本所)とボランティアステーション(各支所)で実施している、ボランティア活動に関する相談受付・連絡・調整を継続して行います。 ボランティア団体の課題に対する相談支援を強化します。行政等関係機関と連携し、情報提供や活動の相談・支援を行います。ボランティアステーション便りを発行し、幅広い世代の市民に活動のPRや情報を発信します。(本所、各地域年3回)	○	○	ボランティア活動の普及、啓発や講座の開催、体験事業の実施により、ボランティア活動者(参加者)が増加している。
			ボランティア活動及び市民活動への助成(活動支援)	活動資金の支援が求められています。	地域福祉活動団体助成による支援を行います。民間助成制度について把握し、周知を行います。	○	○	○	R4年度は10団体、R5年度は8団体に地域福祉活動団体助成を行いました。	各団体の活動は地域福祉充実に欠かせないもので、助成により活動支援する必要があります。	地域福祉活動団体助成による支援を行います。民間助成制度について把握し、周知を行います。	○	○	
			ボランティア講座、夏のボランティア体験事業	幅広い世代がボランティア活動に参加できる支援が求められています。	親子で参加できるボランティアプログラムの提案、参加呼びかけや学生を対象としたボランティア講座を開催します。(本所、各地域年1回以上) 学校や福祉施設等と連携し、夏のボランティア体験事業を実施します。(本所、各地域年1回)	○	○	○	夏のボランティア事業を全域で実施しました。ボランティア講座は、本所・各支所が主に小・中・高校生を対象に実施しました。各支所1回以上を目標に実施しましたが、R5年参加者がおらず研修実施できなかった支所もありました。			○	○	
			真庭市ボランティア連絡協議会の活動支援	活動団体の交流・情報交換の場が必要とされていますが、市ボランティア連絡協議会の登録団体は減少傾向にあります。	ボランティア活動の活性化につながる情報交流会や交流会・研修会を行います。ボランティア活動に参加することで、地域への愛着の醸成とともに、多種多様な人々への理解者・協力者を増やします。地域の福祉ニーズに応じた新たなボランティアの人材確保(子育て支援のボランティア等)、趣味や特技を生かした人材の発掘に努めます。(R2年度末ボランティア登録数85グループ(1788人)・個人132人)	○	○	○	真庭市ボランティア連絡協議会はR4年度に交流会や研修会を行いました。また、社協だよりや社会福祉大会で活動の広報を行いました。R5年5月に解散しました。	R5年度に解散した為、真庭市ボランティア連絡協議会への活動支援は終了となりました。				
		②災害ボランティアセンターの設置と運営	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	災害時、災害ボランティアセンターのスムーズな設置・運営が必要になっています。	協力団体や関係機関と連携した災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施し、職員間の意識統一や災害対応マニュアルの見直し・更新など、体制の強化を図ります。 災害時に活躍できる、災害ボランティアを育成します。(隔年) また、設置・運営訓練参加者へ災害ボランティアの登録を呼びかけます。	マニュアル更新		○	災害対応マニュアルの更新をR5年度に行いました。R5年度に災害ボランティアセンター設置運営訓練を開催しました。(参加者67名、職員14名)設置運営のロールプレイに加えて、DWAT(災害派遣福祉チーム)や西日本豪雨災害時の総社市下原地区の活動発表を取り入れています。また、災害時ボランティア支援協定を結んだライオンズクラブなどからも訓練参加をいただきました。			○		設置・運営訓練の隔年実施により、災害時、災害ボランティアセンターの円滑な運営ができる体制が構築できている。
			市との協定による災害支援	災害時、災害ボランティアセンターのスムーズな設置・運営が必要になっています。	真庭市と協定を締結し、災害時に連携して支援を行います。協定の内容について、見直しを行います。 必要に応じて避難行動要支援者名簿及び私の避難プラン(個別計画)を活用し、災害時における避難支援等を円滑かつ迅速に実施します。	○	○	○	災害対策基本法の改定に伴い、R4年度に真庭市との災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定の見直しを行いました。	今後も必要に応じて協定の見直しを図る必要があります。設置運営訓練の機会を活用し、真庭市との連携を確認する必要があります。	定期的に協定の内容について見直します。	○	○	

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
1 住民参加活動の推進	(4) 地域包括ケアシステムの構築	①地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターとの連携	生活圏域ごとに地域課題の解決に向けた会議となるよう行政や関係機関と協議が必要です。	地域包括支援センターと連携を図り、属性を問わない全世代の福祉課題の解決に取り組む仕組みづくりをすすめます。	○	○	○	2層、1層の地域ケア会議へ参加しています。また、各層で開催される協議体のメンバーとして、課題解決に向けた取り組みをしています。地域包括支援センターと連携を図り、課題がある方の支援を協力して行いました。	圏域ごとに取り組みが進んでいます。また、市全域で取り組む課題について、整理できるように、連携していきます。	各生活圏域、市内全域の地域ケア会議へ参加します。地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと連携・協働します。	○	○	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと連携をしている。 生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスを充実させている。
			生活支援体制整備事業の推進	それぞれの地域にあった支え合いの仕組みを作る必要があります。	北房・勝山・美甘・湯原・蒜山地域に第2層生活支援コーディネーター配置を受託しています。地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たし、不足する社会資源を開発し生活支援サービスの充実・強化を行います。	○	○	○	R3年度から社協が生活支援コーディネーター2層の受託を行い(一部エリアは除く)、福祉活動専門員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター*等で連携を図りながら生活支援体制整備の推進を行いました。生活支援体制整備の推進から、体操教室の立ち上げや、移動支援、給食サービスの整備等をしました。また、北房では助けあい会議で出た課題を地域ケア会議でも話し合い、解決に向けて相談を行いました。			○	○	
			地域ケア会議参加と地域福祉活動への理解	会議への出席にとどまっている現状があります。専門職に社協事業への理解が必要です。	住民・医療・福祉・各関係機関とのネットワークづくりの中で、会議への参加と、社協事業への理解を深めていくよう働きかけます。	○	○	○	各エリアごとに開催されている地域ケア会議に参加し、社協事業の情報提供を行っています。	今後もケア会議で、専門職の方に社協事業の情報提供を行い、連携を図っていく必要があります。	地域ケア会議に参加するなど、地域の医療・福祉等の関係機関とのネットワークを強化します。	○	○	
		②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	地区社協エリアで課題発見と支援を考える	課題把握や関わりが高齢者に偏っており、障がい・子育て関係など多世代、多分野の福祉課題の把握が不十分です。	真庭市と情報共有し連携を図り、座談会や助けあい会議で属性を問わない全世代の福祉課題を把握できるよう働きかけ、課題発見・解決に取り組む仕組みづくりをすすめます。	○	○	○	助けあい会議の時に、高齢者だけではなく、引きこもり世帯、障がい者世帯など全世代の支援が必要な方について、話し合いが持てるように働きかけを行いました。			○	○	全世代を対象とした、福祉課題の把握と支援の仕組みができ、地域ケア会議とつながっている。
	(5) 調査・研究、新たな公共活動の推進	①住民ニーズの把握・分析	地区社協支援体制の検討	全地区での座談会開催に至っておらず、社協からの支援体制が十分とはいえない現状があります。	各地区社協での住民座談会、助けあい会議を開催します。また、見えた課題に対しどのような支援が可能か職員体制も含め検討を行います。	○	○	○	全地区で住民座談会が行えていません。助けあい会議は全域で年1回以上は開催できました。生活支援コーディネーターを受託した支所は、見えた課題に対し、協働して取り組みを進めることができました。	助けあい会議、住民座談会、属性を問わない課題発見の支援と地域の同じような方が会議に何度も参加するようになり、住民の負担、目的の線引きが難しいため、住民に参加をお願いする会議の整理が必要です。	事業整理を行い、基本目標1-推進項目(4)-②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくりと合わせて行います。開催の準備など、地区社協の支援を行います。	○	○	全地区社協で座談会が実施できている。 支援体制が整っている。
			福祉ニーズ調査の実施及び研究	住民の生活課題や福祉ニーズを把握・分析し、各種事業に活かしていく必要があります。	ニーズ調査を行い生活課題を把握・分析し、住民と協力して支援の仕組みづくりを行います。	○	○	○	福祉座談会でニーズを把握している支所が多くありました。八束、中和では、R5年度高齢者へアンケートを実施しました。湯原では、R5年度子育て支援の取り組みに向けて、関係機関、住民にニーズ調査を行いました。美甘では、配食サービスについてニーズ調査を行い、R4年度1月から真庭市の高齢者等給食サービスがはじまりました。北房では、移動支援に関するアンケートを行いました。中和地区では、移動支援の課題についてニーズ調査を行い、住民主体のデマンドバス開始に向けて働きかけを行いました。			○	○	
			各種事業でのアンケート調査実施		各種事業を行う中でアンケートを実施し、地域課題の把握に努めます。	○	○	○	助けあい会議で、アンケートで地域課題の把握を行いました(湯原)。	全支所で事業を通じたアンケート調査が行えていない為、見直しが必要です。	福祉委員研修会やサロンの集い事業などでアンケートを実施し、地域課題を把握します。	○	○	
		②住民参加による新たな支援活動の開発・推進	住民参加型福祉サービスの研究(地域助けあい事業の推進)	地域の課題解決を図るために、地域住民、NPOや企業の協働による新たな支援活動が求められています。	地域助けあい事業の推進により、地域の福祉課題の発見解決に向けた協働活動を行います。	○	○	○	①福祉ニーズ調査の実施及び研究に記載。美甘地区でも移動支援の課題に向け、住民組織の「暮らしサポート黒田」の活動を美甘全域で広めていくための会議に出席しています。			○	○	地区社協と新たな生活支援事業に取り組んでいる。
		③NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進		商工会と連携したサロンでの移動販売をニーズに応じて実施し、買い物支援を行います。商店や企業等と連携した生活支援を検討します。	○	○	○	勝山地区では、地域の商店と協力して買い物の支援が行えるように「とみはらモバイルBASE」の開催を年6回行いました。			○	○	商工会をはじめNPOや企業等と協働し新たな支援活動を開発している。

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標			
2 個別支援活動の推進	(1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立	①困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり	見守り連携強化	要援護世帯の把握が十分ではありません。また地域、関係機関と一緒に、見守りが必要な世帯へ連携して支援を行っていく必要があります。	助けあい会議等において高齢者だけでなく障がい、介護、子育て、困窮などに係る問題を抱えた世帯を把握し、必要な支援に結びつけるように取り組みます。地域内の見守り活動が充実するよう、社協と地域住民が見守り世帯の状況を助けあい会議で共有し、必要な支援を行います。(対象となる世帯すべて)	○	○	○	助けあい会議で見守りが必要な世帯の把握、共有し、見守り体制強化に取組みました。地域住民が見守りを行う世帯は「見守りファイル」を持ち帰り記入を依頼しました。見守りファイルを社協へ返却し、状況の共有が行えた実数はR4年度739件中319件、R5年度691件中399件でした。また、助けあい会議では要支援者の情報共有を行っています。R5年度より欠席した福祉委員に「見守り状況・地域状況連絡票」を送付し、状況確認を行いました。ふくし巡回相談は、R4年度は目標を下回ったが、R5年度に各支所目標回数を再設定し、職員がふれあ・いいいききサロン等、地域に積極的に出向き目標を大きく上回りました。			○	○	助けあい会議で把握したすべての要援護世帯に福祉活動専門員が訪問活動を行い、必要な支援が提供できている。地域ケア会議へ参加し、関係機関と積極的な協議ができている。地域住民が誰でも参加できる住民座談会を各地域年1回以上実施し、地域の福祉課題の協議をしている。		
			医療・福祉・関係機関のネットワークづくり	生活圏域ごとに地域課題の解決に向けた会議となるよう、行政や関係機関との協議が必要です。	各地域の地域ケア会議へ参加します。地区社協活動からあがってきた要援護者について、個別ケア会議につなげるなど積極的なかわりをしていきます。	○	○	○	7圏域で開催している地域ケア会議へ参加し、関係機関や地域住民と地域課題解決に向けた協議を行いました。個別ケア会議の開催はありませんでした。			関係機関や地域住民と連携し、福祉課題解決へ向けて継続して取り組む必要があります。	ケア会議等へ参加し、関係者や関係機関と情報共有し、ネットワークの充実に取り組みます。		○	○
		②アウトリーチ(地域踏査・訪問)活動の強化	専門職による訪問活動の推進	要援護世帯の把握が十分ではありません。また、訪問活動から、必要な支援への結びつけが充実できていません。	助けあい会議等で把握した要援護世帯に、福祉活動専門員による訪問活動を行い、状況の把握や情報整理、必要な支援を行います。職員の相談援助技術向上に努め、地域住民や関係機関と連携を取りながらアウトリーチ活動を行います。(対象となる世帯すべて)	○	○	○	助けあい事業で把握した専門職の訪問が必要な世帯について、R4年度66件中28件、R5年度62件中37件でした。			○	○			
		③住民座談会の実施	住民座談会の開催	地域課題や福祉課題を発掘し、課題に対する取り組みを地域住民と検討する必要があります。	地域住民が誰でも参加できる住民座談会を開催し、地域課題の発掘や福祉課題に対する取り組みを協議、検討します。(各地域年1回以上)	○	○	○	「集いの場」をテーマに住民座談会を開催しました。R4年度7回、R5年度8回の実施でした。複数回開催した支所があった一方で実施できなかった支所もありました。			○	○			
	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	①高齢者支援の推進	介護技術・相談援助技術等の向上、多職種との連携	サービス提供に差があったり、人材不足や専門職としての知識や支援において個人の能力に差があります。	専門性に優れた質の高いサービスが提供できるよう、真庭市・県など含めた介護技術・相談援助技術等の研修に参加します。また多職種との連携を図っていきます。	○	○	○	南事業所・北事業所の各介護事業所で、毎月職員研修を行いました。講師は職員、また専門的な研修については外部講師を依頼して行いました。また、外部研修への研修にも積極的に参加し、研修後に事業所会議等で伝達講習を行いました。			○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。職員の資質向上に取り組み、標準化したサービス提供ができている。		
			介護保険事業居宅介護支援事業	独居・高齢者世帯・困難事例にも対応できるよう、相談援助業務の質の向上、経験と積み重ねが求められています。	利用者・家族の生活の意向に沿った在宅生活を送ることができるようにサービス事業所と連絡・連携をとり支援します。困難事例では特に他機関との連携・連絡を密にします。各研修へ参加し知識や技術の習得、共通認識と質の向上を図りより良い支援に結び付けていきます。	○	○	○	R4年度実績2,157件(△83) R5年度実績2,212件(+55)			人員確保の困難に伴う、事業の継続性に対する協議・検討が必要です。	利用者・家族の生活の意向に沿った在宅生活を送ることができるよう人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。		○	○
			介護保険・介護予防事業(新総合事業)訪問介護事業	在宅重度者であれば、身体介護の複数訪問ですが、重度のため施設への入所移行も早いです。生活援助サービス(調理・掃除・洗濯等)が7割を占めています。ニーズに合わせたサービスの質が求められます。	自宅を訪問し、個々の計画に沿った入浴・排泄・食事等の身体介護と調理・洗濯・掃除等の日常生活に必要なサービスを提供します。	○	○	○	R4年度訪問実績20,830回(+11) R5年度訪問実績18,908回(△1,922)			利用者の減少による赤字の継続、また職員の高齢化・人員確保の困難に伴う、事業の継続に対する協議、検討が必要です。	人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、個々の計画に沿った身体介護・家事援助等日常生活に必要なサービス提供できるよう、安定した事業継続に取り組みます。		○	○
		①高齢者支援の推進	介護保険・介護予防事業訪問入浴介護事業	市内唯一の事業所として、利用者の在宅生活を支え、医療依存度の高い重度者の利用が今後も増えることが予測され、訪問看護との密な連携が必要となり、安全・安心なサービス提供が求められます。	介助の必要な高齢者の方が自宅の部屋で入浴できるよう、専用の浴槽を装備した移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。入院、入所などで変動はありますが、在宅でのサービス可能な範囲で継続していきます。市内、市外の利用にも対応可能としています。	○	○	○	R4年度訪問実績1,388回(△137) R5年度訪問実績1,020回(△368)	利用者の減少による赤字の継続、また職員の高齢化・人員確保の困難に伴う、事業の継続に対する協議、検討が必要です。	介助の必要な方が自宅の部屋で安心して入浴できるよう、人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。職員の資質向上に取り組み、標準化したサービス提供ができている。		

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
2 個別支援活動の推進	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	①高齢者支援の推進	介護保険・介護予防事業(新総合事業)通所介護事業	地域で暮らす利用者が在宅生活を継続するために、安定したサービス提供が求められています。	利用者の体調の維持・管理を援助するためのレクリエーションによる筋力保持や入浴介助を行うとともにその質を確保します。1日可能数が15人のため、状況に応じて対応します。	○	○	○	R4年度実績2,434回(△345) R5年度実績2,306回(△128)	利用者の減少による赤字の継続、また職員の高齢化・人員確保の困難に伴う、事業の継続に対する協議、検討が必要です。	利用者の体調の維持・管理を援助できるよう、人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。
			介護保険・介護予防事業短期入所生活介護事業	介護者の負担を軽減しながら在宅生活を継続できるように定期的な利用と急ぎの利用に対応する必要があります。	居宅介護支援事業所・他サービス事業所・他施設と連携を図ります。利用者・家族が安全・安心で楽しみのある生活が送れるようサービスを提供します。1日4床受入可能のため、状況に応じて対応します。	○	○	○	R4年度実績1,023人(△270) R5年度実績978人(△45)	エネルギー・物価高騰などによる経費の増加、職員確保が困難になっていることなど、事業継続に向けた検討が必要です。	利用者・家族が安全・安心で楽しみのある生活が送れるよう、人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	職員の資質向上に取り組み、標準化したサービス提供ができています。
			介護保険事業地域密着型介護老人福祉施設事業	入所者の健康面の維持向上や自立度の低下を予防し、穏やかで安全・安心な生活を送ることができるサービス提供が求められます。	接遇と介護技術を向上させ、入所者が安全・安心で楽しみのある生活が送れるようなサービスを提供します。また、医療との連携を図り重度化予防に努めます。16人まで入所可能です。	○	○	○	R4年度実績5,598人(△32) R5年度実績5,522人(△76)	エネルギー・物価高騰などによる経費の増加、職員確保が困難になっていることなど、事業継続に向けた検討が必要です。	利用者・家族が安全・安心で楽しみのある生活が送れるよう、人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	入所者が施設で安心して生活できるよう支援を行っている。
			在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業(市の受託事業)	介護保険認定を受けていない方の急ぎの宿泊サービスが必要とされています。	真庭市と連携を取り、介護保険認定を受けていない方の要望に応じます。	○	○	○	R4年度実績 0件(±0) R5年度実績 0件(±0)	エネルギー・物価高騰などによる経費の増加、職員確保が困難になっていることなど、事業継続に向けた検討が必要です。	真庭市と連携をとりながら、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。
			お助け訪問事業(市の受託事業)	自立した生活が続けられるように軽度な生活援助が求められています。	要支援1・2または事業対象者へ生活援助員が訪問し掃除や調理・買い物などの生活支援を行います。	○	○	○	R4年度実績 463件(△309) R5年度実績 385件(△78) 介護保険移行等により、利用件数は減少しています。	在宅支援を継続していくための生活援助員の確保が必要です。	必要なサービスが提供できるよう援助員を確保し、安心できるサービスを提供します。	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。
			元気はつらつデイサービス事業(市の受託事業)	元気に過ごすためにも生活機能・運動機能の維持と回復のために介護予防の観点から運動を実施し生活機能の改善が求められています。	要支援1・2または事業対象者に運動プログラム(真庭市げんき輝きエクササイズ)の介護予防サービスを提供します。現在北房支所・蒜山で実施しています。	○	○	○	R4年度実績 2,248人(△131) R5年度実績 2,257人(+9) 卒業制度の廃止やコロナの5類移行で利用者数減少は緩やかです。新規利用者は減少傾向です。	事業継続のため、利用者の体力維持・魅力あるレクリエーション活動等に努めながら、新規利用者の確保に向けたPRが必要です。	広報活動等事業のPR、魅力あるサービス提供に努め、新規利用者を獲得し、安定した事業継続に取り組みます。	○	○	生活機能・運動機能の維持と回復のために介護予防に継続して取り組んでいる。
			介護予防ケアマネジメント事業(市の受託事業)	在宅生活を送るために予防給付を利用しての支援が求められています。	要支援1・2の認定者への予防介護サービス計画を作成します。	○	○	○	R4年度実績 128件(△7) R5年度実績 108件(△40)	在宅生活支援の一環として継続していく必要があります。	職員のスキル向上に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。
			福祉移送サービス事業(市の受託事業)	移送車両の配置場所や確保についての検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、公共交通機関での移動が困難な高齢者(要支援1以上)、障がい者(児)を対象に移送サービスを行います。移送車両の配置について、サービスを提供しやすい車両配置を検討します。事業実施について適正な受託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	○	R4年度1,497件稼働・R5年度931件稼働。両年度とも車両7台で実施しました。R5年度稼働数が減少した要因として、北房・落合地区の透析の方5名の利用がなくなった事が考えられます。	現状の登録数と車両配置で運営は円滑に実施できていますが、運転手の高齢化があり、担い手の確保をする必要があります。	安定した運転者の確保に努めながら担当課との協議により車両の定期的な入替を行い、安全かつ安定したサービスの提供に努めます。	○	○	適正な車両の配置等により、どの地区でも高齢者が同様のサービスを受けられ、在宅で安心して生活できる体制が整備できている。
			高齢者等給食サービス事業・生活支援サービス(市の受託事業)	事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、給食サービスを実施します。事業実施について適正な受託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	○	R4年度8,533食・R5年度10,492食。 R4年12月から美甘地区の配食開始。最終目的である市内全域実施を達成しました。	弁当配達スタッフの確保が課題です。	安定した配達スタッフの確保に努め、市内全域のサービス実施が継続してできるよう努めます。	○	○	市全域に市の高齢者等給食サービスを実施している。
			ささえあいデイサービス	利用者の生活機能が落ちないよう実施しています。 ⇒高齢者が要介護状態になることを予防・防止する必要があります。	元気はつらつデイサービスを卒業した後も利用者の生活機能を維持するために継続実施し、住民が主体となって生きがい活動や介護予防・健康増進を行います。	○	○	○	元気はつらつデイサービスの卒業制度は廃止されました。ささえあいデイサービス設置状況は、R4年度、R5年度とも12団体。	住民主体の活動を継続支援していく必要があります。	地域(生活)支援コーディネーターが活動継続支援の相談対応を行います。	○	○	住民が主体となって生きがい活動や介護予防・健康増進を行えるよう連携が図れている。

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
2 個別支援活動の推進	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	①高齢者支援の推進	一人暮らし高齢者等への支援	地域のニーズの把握が不十分です。	助けあい会議で見守りが必要な方を把握し、サロンからの声かけや職員のアウトリーチ活動を行います。また、歳末たすけあい募金を活用し、地域の実情にあった事業を実施します。地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」を活用した見守りを実施します。	○	○	○	R4年度、R5年度とも歳末たすけあい募金を財源に8支所で友愛訪問事業(R4年度4支所・R5年度3支所)・配食事業(R4年度4支所・R5年度5支所)を実施しました。高齢者を対象とした活動の他、R4、R5年度に湯原支所で中学生と障がい者施設ご利用者との交流、地域で作品展の開催に向けて共に取り組みました。また、R5年度、北房支所で地域食堂を開催し、就労継続支援B型作業所のご利用者と子育て中の親子等が交流する機会をつくり、地域の中で障がい者理解につながる活動に取り組みました。			○	○	地域の実情を把握し、ニーズに沿った事業を実施している。
			配食サービス	美甘地区は真庭市のサービスが無いため、ボランティアがサービスを実施しています。市と協議が必要です。	他地域と同じように市の高齢者等給食サービスが美甘地域でも行われるように真庭市と協議します。	○	協議	高齢者等給食サービス事業・生活支援サービスへ移行	美甘支所で実施する配食サービスはR4年11月までの配食数が795食です。R4年12月より高齢者等給食サービス事業・生活支援サービスとなり最終目標を達成しました。					市の高齢者等給食サービスを実施している。
			声の広報	分かり易い情報の提供が求められています。	高齢者や視覚に障がいがある人等に、広報まにわ・社協だよりの情報をCDに録音し、届けます。ホームページ等から広く市民の皆様に活用していただけるよう検討します。必要とされている方にお届けできるよう周知を行います。(利用者 R3.12月現在15人)	○	○	○	R4年度にFacebookで事業広報を行いました。中央図書館でCDの貸出を行っています。各支所福祉委員研修会やサロン等で情報提供を実施しました。(利用者R4年度15人・R5年度14人R6年5月現在16人)	ボランティアステーション便りを活用する等、利用対象者に限らず広く地域住民に周知することが必要です。社協だよりで広報する他、福祉委員や民生委員等に事業周知をする必要があります。	各所1回ボランティアステーション便り等で広報実施します。社協事業のリストを作成し民生委員会・福祉課など関係機関への周知をします。半年に1回、MITや社協だよりのホームページを活用し周知します。	○	○	必要とする方に情報を提供し、利用者が増加している。
			利用者の満足度調査	利用者のニーズに沿った質の高いサービスと提供が求められています。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を実施します。(事業別に隔年実施)	○	○	○	R4訪問介護、入浴介護、通所R5居宅介護、障害者総合支援	更なるサービス・接遇等質の向上による満足度の向上が必要です。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を実施します。(事業別に隔年実施)	○	○	満足度が向上し、100%になっている。
		②障がい者(児)支援の推進	障がい者の理解・介護技術の向上	利用者の心身の状況や病気への理解、介護技術が十分ではありません。	利用者への理解を深め、その人の個別ニーズに沿った介護ができるよう介護技術の向上を図ります。	○	○	○	毎月事業所ごとに介護研修を実施した。また、外部研修参加者は復命・事業所会議等で伝達講習を行いました。	不参加職員等への伝達・波及効果の向上が必要です。	全ての職員が利用者のニーズに沿った介護ができるよう、伝達を行いながら介護技術の向上を図ります。	○	○	職員が年2回以上の研修を受け、障がい者の理解、介護技術が向上している。ニーズに応じたサービスを利用し、在宅で安心した生活ができるよう支援している。
			障害者自立支援事業 居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業	利用者を理解し、地域で自立した生活と、社会参加ができるよう支援が必要です。介護保険へ移行されるケースも増え、特に調理・掃除の支援が多くなっています。	サービス計画書に基づいて、自宅で入浴・排泄・食事等を行う居宅介護・重度訪問介護のサービスを提供します。視覚障がい者の移動に必要な情報提供と移動援護等の外出支援を行います。	○	○	○	R4年度実績延べ1,883件 R5年度実績延べ1,653件	全職員が均等なサービスを行うことができるためのスキルアップが必要です。人材確保及び赤字性の解消が必要です。	人員確保・職員のスキル向上に努めながら収支改善に努め、個々の計画に沿った身体介護・家事援助等日常生活に必要なサービス提供できるよう、安定した事業継続に取り組みます。	○	○	
			障害者訪問入浴サービス事業 (市の受託事業)	通所サービスの利用により、利用回数が増えていません。市外の利用者への対応も行っていますが、定期的な訪問は難しく、利用者数の確保が困難です。	介助の必要な障がい者の方が自宅の部屋で入浴できるよう、専用の浴槽を装備した移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。	○	○	○	R4年度実績52件 R5年度実績55件	全職員が均等なサービスを行うことができるためのスキルアップが必要です。人材確保及び赤字性の解消が必要です。	人員確保・職員のスキル向上に努めながら収支改善に努め、個々の計画に沿った身体介護・家事援助等日常生活に必要なサービス提供できるよう、安定した事業継続に取り組みます。	○	○	
			障害者(児)移動介助事業 (市の受託事業)	障がい者(児)の通院・通所・社会参加のための外出支援が求められています。	居宅において屋外への移動に困難がある人の外出、および社会参加のための移動介助サービスを行います。	○	○	○	R4年度実績279件 R5年度実績404件	全職員が均等なサービスを行うことができるためのスキルアップが必要です。	真庭市と連携をとりながら、人員確保・職員のスキル向上、収支改善に努め、安定した事業継続が行えるよう取り組みます。	○	○	

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
2 個別支援活動の推進	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	②障がい者(児)支援の推進	福祉移送サービス事業(再掲2-(2)-①)	移送車両の配置場所や確保についての検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、公共交通機関での移動が困難な高齢者(要支援1以上)、障がい者(児)を対象に移送サービスを行います。移送車両の配置について、サービスを提供しやすい車両配置を検討します。事業実施について適正な受託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	○	①福祉移送サービス事業(市の受託事業)に記載			○	○	適正な車両の配置等により、どの地区でも高齢者が同様のサービスを受けられ、在宅で安心して生活できる体制が整備できている。
			声の広報(再掲2-(2)-①)	分かり易い情報の提供が求められています。	高齢者や視覚に障がいがある人等に、広報まにわ・社協だよりの情報をCDに録音し、届けます。ホームページ等から広く市民の皆様に活用していただけるよう検討します。必要とされている方にお届けできるよう周知を行います。(利用者 R3.12月現在15人)	○	○	○	①声の広報に記載			○	○	必要とする方に情報を提供し、利用者が増加している。
			利用者の満足度調査(再掲2-(2)-①)	利用者のニーズに沿った質の高いサービスと提供が求められています。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を実施します。(事業別に隔年実施)	○	○	○	①利用者の満足度調査に記載	更なるサービス・接遇等質の向上による満足度の向上が必要です。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を実施します。(事業別に隔年実施)	○	○	満足度が向上し、100%になっている。
		③子育て支援の推進	子育てサロンの活動支援	子育て中の親子が集まれる場、交流の場が求められています。	子育て家庭を応援するボランティア活動を支援します。職員が積極的にサロンに参加して、気軽に相談できる関係づくりに努め、サロン活動の支援を行います。ふれあい・いきいきサロン助成金交付要綱により助成金を交付します。	○	○	○	R4年度は1団体、R5年度は2団体に助成を行いました。	「サロンは高齢者参加するもの」というイメージが定着しています。地域住民誰もが参加可能であることや、子育てサロンについて周知する必要があります。	年1回、真庭いきいきテレビで子育てサロンの活動や社協職員が事業紹介、周知します。	○		関係機関と連携、協働し、安心して子育てできる環境整備が進んでいる。
			子育て支援団体の活動支援	子育て支援団体の情報交換の場が求められています。	情報交流会や子育て支援団体との連携により、ネットワークを強化します。子育て支援団体と顔の見える関係づくりを行いながら、団体間で連携し、子育て世帯への情報提供活動、担い手の交流や研修など子育て支援に必要な取り組みを考え実施します。子育て支援団体の情報交流会は、年2回以上実施します。	○	○	○	R4年度、R5年度とも情報交流会を2回開催しました。また、子育て支援団体活動紹介冊子を更新し、医療機関や真庭市各振興局・健康推進課・市民課などの協力を得て、子育て中の市民に配布しました。			○	○	
			子育て関係機関との連携・啓発活動	子育て支援を進めている関係機関との連携が求められています。市民へ子育て支援の必要性について啓発していく必要があります。	真庭市と連携しながら、子育て支援をすすめます。子育て世帯や市民に子育て支援活動のPRや参加呼びかけを行います。要保護児童対策地域協議会へ参加し、情報を共有します。	○	○	○	真庭市職員に子育て支援団体情報交流会参加を調整しました。(R4年度1回・R5年度2回)。子育て支援団体冊子を更新し関係各所の協力を得て子育て世代へ配布しました。要保護児童対策地域協議会、こどもはぐくみ政策推進マトリックス会議に参加しました。	情報交流会への真庭市職員の出席を継続し、子育て支援団体やその利用者のニーズを届けることで、子育て環境の充実に取り組む必要があります。	市の子育て政策と連携を継続していきます。	○	○	
		④生活困窮者の支援	真庭市社協緊急小口資金の貸付	緊急かつ一時的な支援を必要としている世帯に対する迅速な支援を行うため、関係機関との連携、審査会の即時実施が求められます。	緊急かつ一時的な生活困窮により生計の維持が困難な状況にある世帯への貸付について、緊急小口資金貸付要綱に基づき資金貸付を行い、生活の安定を継続的に支援します。	○	○	○	R4年度は9件の相談あり内5件貸付しましたが未回収資金はありません。R5年度は8件の相談があり内2件に貸付しましたが未回収資金はありません。	自立に向けた支援ができるように、内外部の関係機関等の連携が必要なほか、職員の専門性の向上が必要です。	研修に参加し、職員の資質向上に努めます。相談者に多角的にアプローチし、自立に向けて取り組みます。	○	○	資金の貸付、食料の提供、相談援助などを行い、生活困窮者に寄り添った対応ができるよう、体制が整備できている。
			フードバンク・フードドライブ(たべものステーション)	生活困窮者に寄り添った対応ができるよう、事業の周知、市内全域での体制整備が必要です。	生活困窮者との継続的なつながり、迅速な対応を実現するため、企業や一般家庭への事業周知を行い、各支所を通じた受け渡し体制を整備します。	○	○	○	R4年度、R5年度とも、フードドライブ(食品募集)を5回実施しました。R4年度の食品受入件数82回、食品提供90回でした。R5年度の食品受入件数64回、食品提供112回でした。			○	○	
			社会福祉法人の連携による支援	制度の狭間にあるニーズへの対応が必要です。	まにわささえ愛ネット(真庭地域社会福祉法人連絡会:12社会福祉法人)で、もののバンクやライフパントリー(食品や衛生用品等を無料で提供する活動)、住まいの片付けなど、制度の狭間のニーズ解決に取り組めます。	○	○	○	もののバンク R4年度 37件 R5年度 19件 ライフパントリー R4年度 4回 平均28件/回 R5年度 5回 平均27件/回 住まいの片付け R4年度 2件 R5年度 2件 おふく食堂は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催していません。	真庭地域の法人との連携強化、役割分担を行い、制度の狭間の課題改善・解決に協働して取り組む必要があります。	広く事業周知を行うほか、4月中に各支所から振興局保健師へ事業概要を伝達し生活困窮者支援の連携を強化をします。定期的なアウトリーチが必要な利用登録世帯については本所支所が情報共有し相談支援を行います。また、「おいでえ」では利用登録者の近況確認など積極的なコミュニケーションを図り相談しやすい関係づくりを行います。	○	○	

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
2 個別支援活動の推進	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	⑤貸出事業の実施	たすけあい号貸出事業	貸し出し件数が少ないため、周知徹底が必要です。	たすけあい号5台を社会福祉団体、ボランティア団体および社会福祉施設が事業を行う場合に貸し出します。地区社協や福祉団体に活用できるよう情報提供を行います。	○	○	○	R4年度63回・R5年度80回貸出。福祉委員研修会・サロンの集いで事業周知しています。	必要としている方へ情報が届くようMIT等の広報を活用する必要があります。	各支所年1回、回覧板や研修会、ボランティアステーション便り等で広報します。貸出希望者が利用イメージを持ちやすいように真庭いきいきテレビなどを活用して情報提供します。	○	○	地域の福祉活動充実のために、貸出物品・車両の整備ができています。適切な情報提供を随時行っている。
			レクリエーション道具・テントの貸出	サロン活性化、立上げ支援等に貸し出しが求められています。支所間で保管しているレクリエーション用具一覧表を更新し、地区社協、サロン等へ情報提供が必要です。	地区社協、サロン、地域の行事など、必要に応じて貸し出しを行います。地域で活用できるよう支所間で保管している貸出道具一覧表を更新し、情報提供を行います。	○	○	○	R4年度は50回の貸出、R5年度は113回貸出しました。サロンの集いやサロン活動の場で貸出について情報提供を行いました。貸出道具一覧は各支所で更新しました。	一覧を活用することで使用者が物品内容を把握しやすくなり貸出件数が増えています。貸出一覧の更新を年度に1回行い、更新する必要があります。	年1回貸出物品一覧の更新を行い、利用しやすく整理します。	○	○	
			福祉機器・介護用品貸出事業	レンタル費用の捻出が経済的に困難な方や制度の狭間にいる方等を支えるため、貸し出しが求められています。老朽化に伴う機器の整備・更新をする必要があります。	在宅で生活をする高齢者、障がい者(児)に対して福祉機器・介護用品の貸し出しを行います。また貸出機器・用品の更新を行い、必要があれば業者へ点検・整備を行ってもらうなど安全な使用に努めます。また、貸出機器を見直しながら一覧表を作成し、広報誌、ホームページ、SNS、支所を通して情報を提供します。	○点検更新		○点検更新	R4年度は500件の貸出、R5年度は608件の貸出をしました。R4年度には、安心して物品を貸し出せるよう各支所にて適宜貸出物品のメンテナンスを実施しました。地域新聞に貸出車両の貸出事業を広く地域へ周知するため真庭タイムスに福祉記事を掲載しました。			○	○点検更新	整備・点検を行った安全な物品・車両の貸し出しができています。
			福祉車両貸出事業	車いす利用者の外出時に必要とされています。支所ごとに利用しやすいよう貸出車両の配置について検討する必要があります。	車いす利用者の移送の便宜を図るために、福祉車両を貸し出します。また、貸出車両の配置について検討し、地域で活用できるよう情報提供を行います。	○配置検討		○配置検討	適正に整備点検を実施し車両貸出を行いました。R4年度は172回、R5年度は204回の貸出がありました。福祉委員研修会・民生委員会・地域福祉推進委員会等各場面での情報発信を行いました。	地域住民への周知が不十分であるため、真庭いきいきテレビ等の広報媒体を活用し広く情報発信する必要があります。	適正に整備・点検を行い、車両を貸出します。利用者状況を確認し貸出車両の配置を検討します。	○	○	
	(3) 相談支援の実施	①相談窓口機能の充実	相談窓口の充実	多様な課題を持った世帯が地域にあります。地域での見守り・訪問が難しい状況があります。	複合的な課題を抱えた相談等に対し、総合相談窓口として相談者に寄り添った対応を行います。また、地区社協やサロン等でふくし巡回相談(市内全域で年125回)も実施し、地域の身近な相談窓口を充実させます。真庭いきいきテレビ、告知放送、社協だより、HP、SNS、座談会等で広報周知します。	○	○	○	ふくし巡回相談は、R4年度は目標を下回ったが、R5年度に各支所目標回数を再設定し、職員がふれあいいきいきサロン等、地域に積極的に出向き目標を大きく上回りました。			○	○	身近な相談窓口として周知を行い、さまざまな相談に対して適切な対応ができています。担当職員は国家資格取得、研修等で資質が向上している。
			職員の資質向上		どんな相談でも対応できるように、研修会や研究会への参加、国家資格の取得等、資質向上に向けて取り組みます。社協内事例検討等を通して、職員の資質向上・内部連携強化に努めます。	○	○	○	福祉活動専門員、生活支援コーディネーター合同会議等で内部研修や事例検討を行いました。(R4年度 3回, R5年度4回) 外部講師による研修を実施しました。(R4 年度4回, R5年度4回) 県社協主催の地域福祉研修会や相談援助研修会に積極的に参加しました。新規国家資格取得者3名。	内部研修実施と外部研修への参加は継続して実施する必要があります。相談援助を担う全職員が国家資格取得を目指して挑戦し、継続した自己研鑽に努める意識醸成と行動変容が必要です。R5年度末の社会福祉士資格取得者44%(8名/18名)	真庭市社協職員研修計画を更新します。内部研修の実施で、よりよい支援が継続していけるよう職員の資質を高めます。	○	○	
		②心配ごと相談所の開設	心配ごと相談所の開設	身近な地域での相談しやすい窓口が必要とされています。また、多様化する相談内容への適切な対応が求められています。	各地域で心配ごと相談所を定期的に開設します。プライバシーに配慮した専用の相談室を設置し、相談カードによる記録を徹底します。事業の在り方、存続について、真庭市と協議します。	○	○	○	相談所を年79回開設。民生委員児童委員の協力により予定通り実施できました。相談件数は、R4年度36件、R5年度33件と減少傾向にあります。	年間を通じて、各地域の相談件数は月0～1件と少ない。事業の縮小や廃止について市と協議をする必要があります。	R7年度内に市と協議を行いR8年度から縮小して実施します。	○	縮小	関係機関と連携することで、問題解決に向けて適切な相談援助が実施できている。
			広報周知の徹底		毎回真庭いきいきテレビ・告知放送・社協だより・HP・SNSで広報周知します。	○	○	○	真庭いきいきテレビ・告知放送で毎月、タイムリーな広報ができました。		真庭いきいきテレビ、告知放送、社協だより、ホームページで広報・周知します。	○	縮小	
			相談員研修の実施		相談員の資質向上のため、各地域年1回研修会を実施します。	○	○	○	心配ごと相談所を年79回開設。相談件数はR4年度36件、R5年度33件。全支所で相談員研修の実施ができました。			○	縮小	

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)		R7	R8	最終目標
2 個別支援活動の推進	(3)	相談支援の実施	③生活福祉資金貸付事業の実施	貸付窓口対応・貸付業務	生活困窮者支援の視点としても考え、相談者の相談内容だけでなく家庭環境等を考慮した対応を行うことが求められています。貸付にあたっては、担当民生委員との連携による対象世帯への援助、生活指導、償還の指導が求められています。	担当民生委員、関係機関と連携し随時丁寧に対応します。低所得者、高齢者、障がい者世帯等に資金の貸付と相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるよう支援します。	○	○	○	生活福祉資金貸付事業は、R4年度・R5年度とも本則貸付実績0件。本則相談件数は、R4年度は42件(内、5件自立相談支援機関と連携)、R5年度は26件(内、3件自立支援機関と連携)適宜民生委員と連携し状況確認を実施しました。特例貸付相談は、R4年度は61件・R5年度は154件でアウトリーチ活動件数が183件でした。			○	○	岡山県社協や担当民生委員等と協力し、借受人の経済的自立と生活の安定を図るための体制が整備できている。
				償還・督促事務	県社協・担当民生委員と連携し、長期滞納世帯への償還指導を行います。		○	○	○	貸付世帯数R4年度6件、R5年度5件。1世帯償還完了。適宜本所と連携をはかり各支所が適宜償還指導を実施しました。	民生委員に様子確認や訪問や連絡を何度も実施するが本人に償還の意思がなかったり連絡が取れず償還指導に苦慮するケースがあります。	貸付世帯と継続的に関わりを持ち、償還指導だけではなく生活支援や困りごとなど包括的に支援していきます。	○	○	
				事業周知	民生委員会議での事業説明、社協だより、HPで常時広報します。		○	○	○	民生委員会、社協ホームページにおいて事業周知を行いました。	支所間によって民生委員会での周知徹底が図れていません。	生活困窮世帯の支援に関する社協事業のまとめを作成し、真庭市福祉課や健康推進課など関係機関へ周知します。	○	○	
				担当職員の資質向上	担当職員の研修会参加及び内部研修を年1回実施し、資質の向上に努めます。		○	○	○	R4・R5年度とも県社協主催担当者会議に参加しました。	内部研修の実施ができていません。	地域福祉部門研修会の相談援助研修と県社協研修に参加して資質向上に取り組みます。	○	○	
				調査委員会の開催	必要に応じて調査委員会を開催します。		○	○	○	R4年度、持ち回り審議1回・委員会1回開催。R5年度、元本完済の2世帯(R4年度継続世帯)。延滞利子免除について2回開催しました。	特になし。	必要に応じて調査委員会を開催します。	○	○	
2 個別支援活動の推進	(4)	住民の権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業	専門職には事業についての周知が広がっていますが、事業理解にまでは至っていません。また、地域に利用対象者が潜在化しており、関係機関と連携し、適切なサービス提供をしていくことが求められています。	認知症、知的障がい、精神障がいなどがあり、判断能力に不安がある方が在宅で安心して生活ができるようサービスを提供します。(R3.3.31時点の利用者数41名)また、職員の資質向上、事業理解を深めるため、社協内外で研修会を実施します。(毎年新規契約8件)	○	○	○	R4年度 新規契約数5件 総契約者数39件 相談件数2,457件 R5年度 新規契約数7件 総契約者数36件 相談件数2,211件			○	○	地域住民、関係機関等に事業について周知し、社協内外で連携して利用者支援を実施している。38件以上の契約を行い、支援を必要としている方に適切な支援が提供できている。
				関係機関との連携強化	地域ケア会議など各種会議を通じて事業について周知します。また、なんでも相談会を関係機関等と実施することで連携を強化します。		○	○	○	なんでも相談会へ参加(R5年度2回)権利擁護支援検討会議(R5年度年11回)権利擁護推進協議会に参加(年3回)地域福祉推進委員会、ふれあい・いきいきサロン、市ケアマネ協会総会で日援の事業説明を行いました。	地域ケア会議での周知を行うことやR5年に真庭市に新たに設置された権利擁護に関する総合相談窓口のまにわ権利擁護ステーション、また、地域包括支援センターと連携を行うことによりスムーズな支援に結びつける必要があります。	地域ケア会議など各種会議を通じて事業について周知します。また、なんでも相談会を関係機関等と実施し連携を強化します。	○	○	
				事業を支える人材の確保	生活支援員を確保し、利用者に適切な支援が提供できるよう情報交換会・研修会を年1回実施します。(R3.3.31時点の生活支援員数44名)		○	○	○	R4年5名、R5年6名が新たに生活支援員登録。(R6.5.24時点の生活支援員数41名)生活支援員研修はR4年17名、R5年11名の参加がありました。	利用者の多い落合地域において支援者の確保が困難な状況があります。研修は参加者が減少、固定化しているため、内容に工夫が必要です。	生活支援員を確保し、利用者に適切な支援が提供できるよう情報交換会・研修会を年1回実施します。	○	○	
				日常生活自立支援事業の啓発・利用促進	関係機関や地域住民に対して本事業を広報し、地域に潜在しているケースを適切なサービス利用につなげる必要があります。	日常生活自立支援事業について、地域住民や専門職に趣旨の浸透を図ります。アセスメントシートを活用した福祉活動専門員のアウトリーチ活動等により、利用の促進につなげます。	○	○	○	日常生活自立支援事業に記載			○	○	

基本目標		推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容		R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)		R7	R8	最終目標
2 個別支援活動の推進	(4) 住民の権利擁護の推進	②法人後見事業の実施	成年後見制度*の啓発・利用促進	関係機関や地域住民に対して本事業を広報し、地域に潜在しているケースを適切なサービス利用につなげる必要があります。	成年後見制度について、地域や民生委員、関係機関等への事業周知を行います。職員のアウトリーチ活動や相談対応により利用の促進に努めます。また、権利擁護の支援機関として、中核機関の必要性を真庭市へ提言します。	○	○	○	R5年度より市にまにわ権利擁護ステーション(中核機関)が設置されました。権利擁護推進協議会に委員として参加し、権利擁護支援ネットワークの一員として権利擁護支援に取り組みました。また、成年後見セミナーで、後見事業の周知を行いました。	まにわ権利擁護ステーションが設置された為、真庭市へ設置を提言する必要はなくなりました。地域や関係機関へ事業周知を継続的に実施する必要があります。	成年後見制度について、地域住民や関係機関等へ事業周知を行います。職員のアウトリーチ活動や相談対応により利用の促進に努めます。真庭市の権利擁護推進協議会の委員として関係機関と連携し権利擁護支援に取り組みます。	○	○	地域住民、関係機関等に事業についての周知がでている。行政等関係機関・司法関係者等と連携して利用者の権利、財産を守る事業を実施している。20件以上を受任し、適切な支援を提供している。			
			法人後見事業	専門職には事業についての周知が広がっていますが、事業理解にまでは至っていません。また、地域に利用対象者が潜在化しており、関係機関と連携し、適切なサービス提供をしていくことが求められています。	社協が法人として、判断能力が不十分な方の権利を守る支援を行います。(R3.3.31時点の受任件数12件)また、職員の資質向上、事業理解を深めるため、社協内外で研修会(セミナー他)を実施します。(毎年新規契約4件)	○	○	○	R4年度 新規受任数5件 総受任者数21件 相談件数1,153件 R5年度 新規受任数3件 総受任者数20件 相談件数1,205件			○	○				
			事業を支える人材の確保		利用者の増加に伴い、法人後見支援員の確保に努めます。(R3.3.31時点の支援員登録者数14名)また、法人後見支援員の資質向上のため、研修会や情報交換会を実施します。	○	○	○	R4年1名、R5年6名が新たに支援員登録。資質向上のため研修・情報交換会を年1回、県社協主催の支援員研修会や権利擁護フォーラムに参加しました。	法人後見支援員の確保及び資質向上のため継続して実施する必要があります。	法人後見支援員の確保に努めます。また、法人後見支援員の支援力向上のため、研修会を実施します。	○	○				
		③福祉サービス苦情解決窓口の設置	第三者委員会の開催	利用者が苦情申し出が出来るやすい環境を整え、適切な解決に努めることが求められています。	第三者委員会を必要に応じて開催し、適切な苦情解決に努めます。	○	○	○	R4年度0件、R5年度 介護事業に対する苦情2件でした。第三者委員会への報告を希望するものはなく適切に対応しました。			○	○	適切な苦情対応を行い、サービスの質の向上を図ることで、苦情がゼロになっている。			
苦情解決の実施			苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、適切な対応に努めます。	○	○	○	事務局長が苦情解決責任者、支所及び介護保険事業所へ苦情受付担当者を置き、適切な苦情対応に努めています。R4.年度0件、R5年度介護に対する苦情2件。	今後も苦情に対し、適切に対応する必要があります。	苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、適切な対応に努めます。	○	○						

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標
3 地域福祉推進のための環境整備の推進	(1) 福祉教育の推進	①児童・生徒への福祉教育の推進	福祉学習事業	学校での単発的な体験学習で終わり、地域とつながる福祉学習支援に取り組めていない現状がみえます。	学校へ積極的に情報提供を行い、協働して福祉学習を行います。また、地域とつながるプログラムを提案、実施します。	○	○	○	地域型福祉学習助成校 R4年度：23校/82.1%（28校中） R5年度：22校/78.5%（28校中）			○	○	市内全小・中学校・高等学校全校地で福祉学習または福祉機器貸出・学習に関する相談支援ができている。
			地域型福祉学習事業	福祉学習助成金の使途、助成事業の目的に沿った福祉学習の実施を支援する必要があります。	福祉学習助成校において、助成金の使途が事業の目的に沿った活動になるよう、福祉学習プログラムの提案や働きかけを行います。	○	○	○	小中高校への福祉学習支援 R4年度：14校/50%（28校中） R5年度：20校/71.4%（28校中）			○	○	
		②地域住民への福祉教育の推進	福祉教育の実施（福祉学習機会の提供）	若い世代へ福祉情報の提供が不足しており、社協事業や、福祉教育に関する研修会等への参加が少ないため、参加啓発の工夫が必要となります。 住民の福祉意識を高める内容、幅広い世代が参加できる内容を検討する必要があります。	福祉活動関係者や地域住民と協働し、福祉教育を年80回以上実施します。福祉意識の向上を図るため、ふれあい・いきいきサロンや地区社協など、地域の多様な団体と協働・連携し、福祉学習の機会を提供します。また、真庭市社会福祉大会を年1回開催し、幅広い世代の参加が得られ効果的な大会となるよう工夫します。住民座談会（各地域年1回以上）などのあらゆる機会に福祉に関する啓発、情報提供をしていきます。福祉教育をすすめるためのハンドブックを作成し推進します。	○	○	○	地域住民への福祉学習機会の提供は、R4年度：59回/73.7%、R5年度：158回/187.5%（全支所実施目標回数達成） サロン・老人クラブ・地区社協・福祉委員研修会・地域福祉推進委員会・民生委員会等で実施しました。 R5年度に2テーマで福祉学習ハンドブックの作成を行いました。 社会福祉大会は、新型コロナウイルスの影響があり、R4年度は200人、R5年度は500人の参加となりました。社会福祉大会の開催と合わせ、映画上映や社協事業の広報など行い、福祉意欲を高める取り組みを行いました。	地域住民への福祉学習機会の提供では、社協事業の紹介にとどまっていることが多いです。地域住民が地域の課題や強みについて知り地域福祉活動について考えられるよう、内容の工夫が必要です。福祉学習充実の為にハンドブック作成を継続し実践に活用する必要があります。 社会福祉大会は、実行委員会への参画だけでなく、市民が大会に参加できるしくみづくりが必要です。 例）たべものステーションへの食品受付、サロン内容の発表・展示など	○	○	社会福祉大会は400人以上の参加がある。 住民座談会の開催等を多世代に呼びかけることで、市民の福祉意欲が高まっている。	
			研修会・講演会の開催協力	各種実行委員会に参加し、協働により福祉教育の推進に向けての研修会・講演会を開催します。	○	○	○		○	○				
	(2) 広報啓発活動の推進	①住民参加による社協だよりの発行	広報委員会の開催	社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみを持ってもらえる広報活動を行う必要があります。	広報委員会を年4回開催し、社協だよりについて協議・検討を行います。また必要に応じて、ホームページ、SNSの活用について協議を行います。	○	○	○	広報委員会を年4回開催し、市民に身近に感じてもらいやすい紙面作りについて協議・検討しました。 また、広報誌作成のみでなく福祉大会の開催などについても協議しました。			○	○	広報媒体を活用することで、幅広い世代への福祉に対する意識の啓発と社協事業への理解が深まっている。
		②情報提供活動の充実	社協だより発行事業	社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみを持ってもらえる広報活動を行う必要があります。	社協だよりを毎月発行し、真庭市全戸に配布することにより、広報活動を行います。住民の声や地域活動を幅広く掲載し、親しみを持ってもらえる紙面づくりを行います。	○	○	○	R4年度実績年12回（毎月） R5年度実績年12回（毎月）			継続して定期的な広報委員会の開催、読者の意見を取り入れた幅広い世代へ福祉情報提供の検討が必要です。	年4回広報委員会を開催し、市民目線の紙面づくりに努めます。また、住民の集いの場（サロン、地区社協など）で広報について意見を求め、広報誌の認知度の確認、より読者の意見を取り入れた情報提供を行います。	
ホームページ更新事業				ホームページを活用し、社協事業や福祉情報について、随時情報提供を行います。また、わかりやすいホームページになるよう、定期的に更新を行います。	○	○	○	社協事業実施・広報誌発行に合わせてホームページを更新し、SNSを活用するなどの広報周知を行いました。 Facebook現フォロワー135名 X（旧Twitter）現フォロワー477名	ホームページ閲覧者数増加のためのSNSフォロワーの獲得に努める必要があります。	本所・各支所年12回以上SNS等を通じて情報発信を行います。 ホームページの内容を月3回以上更新し、適切な情報提供に努めます。	○	○		

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)	R7	R8	最終目標	
3 地域福祉推進のための環境整備の推進	(2)	広報啓発活動の推進	②情報提供活動の充実	広報媒体の活用	社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみを持ってもらえる広報活動を行う必要があります。				社協だよりを年12回発行し、社協事業や地域の福祉活動について広報しました。紙面の作成にあたっては、本所職員だけでなく支所職員も企画に参加しました。 X、Facebookを活用してのタイムリーな情報発信をおこないました。X（旧：Twitter）、Facebookの投稿回数が年50回以上であった（R4年度83回、R5年度75回）。また、Xのフォロワーは477、Facebookは135となっています（R6.5現在）。山陽新聞や真庭いきいきテレビなどを活用し、幅広く情報発信を行いました。			○	○	広報媒体を活用することで、幅広い世代への福祉に対する意識の啓発と社協事業への理解が深まっている。	
	(3)	社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	①行政とのパートナーシップ	真庭市との連絡調整会議の実施	継続的・効果的な地域福祉事業の展開を行うために、行政との相互連携は必要不可欠です。	年4回、真庭市との連絡調整会議を行います。	○	○	○	真庭市（福祉課）との連携調整会議はR4年度に1回、R5年度に3回と回数は目標値に達していませんが、その他指定管理、生活支援コーディネーター関係等、各事業で別途協議を行いました。			○	○	真庭市内における地域福祉事業の効果的・継続的な実施のための補助金・委託金の確保ができています。
				適正な補助金・受託金の確保	法人運営部門の経費に係る収入が年々不足しています。	年度ごとに人件費・事業費を精査しながら真庭市と協議を進め、補助金・受託金の確保を図ります。	○	○	○	R4年度市補助負担金実績 64,212千円 R5年度市補助負担金実績 63,685千円 R6年度市 〃 見込 70,109千円					
		②組織機能の充実	専門員の配置検討	支所間での業務量の差が見受けられています。	中期経営計画を作成し、各支所の業務量に応じて地域福祉部門に係る職員の適正な配置を行います。	策定	○	○	R4年度・R5年度実績として市内本所・支所に9名の専門員を配置しました。	地域の状況を把握しながら地域バランスの取れた人員の配置が必要です。	地域の状況を把握し、内部協議を行いながら地域バランスの取れた人員の配置を行います。	○	○	市内全地域にバランスの取れた相談援助体制が整備できている。	
			役職員研修の実施	組織間での社協の共通理念・ビジョンの共有が不十分となっています。	役職員研修を行い、社協事業に対する共通理解を深めながら、全員出席の会議を目指します。	○	○	○	R5年度の役員改選にともない、美作大学の小坂田特任教授を講師に迎え社協の基礎的部分についての共通理解を図りました。			○	○	社協理念の共有と組織力の強化にむけ、年1回以上の研修を実施している。	
			社会福祉法人として公益事業への取り組み	社会福祉法人として地域における公益的な事業への取り組みが求められています。	市内社会福祉法人・施設等と連携を図り、「まにわささえ愛ネット」*による、地域における公益的な事業に取り組みます。	○	○	○	R4年度：ものバンク37件、パントリー4回、住まいの片付け3回 R5年度：ものバンク19件、パントリー5回、住まいの片付け2回	法人間の連携強化、自主的な取り組みに向けた体制づくりが必要です。	ものバンク、ライフパントリー、住まいの片付け応援など、制度の狭間にある地域生活課題改善・解決に向け、法人間の連携強化・自主的な組織の運営ができるよう取り組みます。	○	○	社会福祉法人の使命と役割の向上を図り、各法人が自主的な取り組みができています。	
			③自主財源の確保	会員会費の増強	一般会員が減少しています。新しい世帯・若い世代の加入率が低迷しています。	若い世代にも共感を得られるような使途の検討を行いながら、使途の明確化・周知の徹底に努め、一般会員、特別会員、ふるさと会員の更なる拡大を行います。	○	○	○	R4年度約0.1%減、14,023,500円、5年度約2%減、13,739,000円でした。			○	○	前年比0.5%増の会員・会費の確保ができています。共同募金は、募金目標額が達成できている。外部資金の活用が毎年できている。
		寄付金（善意銀行）の募集		コロナ禍での生活様式の変化等により、寄付金額が減少しています。	使途の広報を強化し、寄付金額の増額に努めます。また、新規事業に対してテーマ型募金等の検討を行います。	○	○	○	R4年度： 9,348,256円（591件） R5年度： 8,169,671円（507件）	寄付の使途の明確化及び周知、事業内容を明確化したクラウドファンディング等の募集の検討が必要です。					

基本目標	推進項目・実施項目		事業・取り組み	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	事業実績(R4-R5)	見直し・改善点(R6)	事業・取り組み内容(R7-R8)		R7	R8	最終目標
3 地域福祉推進のための環境整備の推進	(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	③自主財源の確保	共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金の募集	募金実績額が減少しています。用途を広報していますが、十分に伝えることができていません。広報とともに事業内容の検討の必要があります。	幅広い世代に賛同を得られる用途の検討を行いながら、広報することによって募金額の増額に努めます。費用対効果を考慮し、経費節減を図ります。	○	○	○	R4年度約0.1%増、R5年度1.9%増。 R4年度共同募金 一般6,136,731円 (前年比144,582円) 0.9%増 歳末：2,887,125円 (前年比△86,932円) 1.0%減 R5年度共同募金 一般6,392,995円 (前年比256,264円) 0.95%増 歳末2,806,050円 (△81,075円) 0.9%減			○	○	前年比0.5%増の会員・会費の確保ができている。共同募金は、募金目標額が達成できている。外部資金の活用が毎年できている。	
			福祉活動基金の運用	安全で有利な運用が求められていますが、預金では金利がかなり低い状況です。	金融機関にも相談し、有利な運用と有効活用を運営委員会で協議しながら進めていきます。	○	○	○	R4年度：運用実績 1,084,142円 R5年度：運用実績 1,045,846円	安全性の高さを考慮しつつ、事業予算を生み出すため利率の高い預金・債権の調査・研究が必要です。	情勢を把握しながら、安全かつ利率の高い預金・債権による運用を行います。	○	○		
			助成金事業への申請実施	車両助成以外の事業財源を確保する必要があります。	民間団体の助成金情報を収集し、毎年申請を実施しながら財源の確保に努めます。	○	○	○	介護職員初任者研修受講支援補助金（県）、生活相談・寄り添い支援事業助成金（共同募金）を申請・活用しました。	事業実施に活用可能な民間の補助金・助成金の調査・活用が必要です。	活用可能な民間の補助金・助成金を継続して調査し、活用可能な補助金等の申請を継続して行います。	○	○		
		④職員の資質向上	地域福祉部門における研修の実施	地域福祉の専門職として職員個々の意識・能力差が見られます。	外部講師等を活用しながら地域福祉部門の研修を定期的に実施し、職員の個々の専門性を高めます。	○	○	○	職員の資質向上についてはR4年度は地域福祉部門の職員と介護事業課職員を対象に、R5年度は地域福祉部門の職員を対象に「地域福祉部門研修」としてそれぞれ年4回実施しました。			○	○	職員の研修を定期的に実施することで、相談援助技術が向上できている。	
			研修体系による研修実施	階層別の職員育成が求められています。	研修計画に基づき、職員研修体制における職場内研修・外部研修等を実施します。	○	○	○	職階・経験年数等に応じた外部研修への参加 地域福祉部門研修の実施（年4回） 介護事業所での研修実施（毎月）	不参加職員等への伝達・波及効果の向上が必要です。	真庭市社協職員研修計画を更新します。継続的に研修会を行い、不参加職員には、資料の配布・動画視聴等で伝達を行い職員育成に努めます。	○	○	指導的職員・管理職員をはじめとした階層別の研修を実施している。	
			社協職員としての全体研修会の実施	職員が増え、社協職員としての意識が薄れています。	全職員対象、またはグループごとに分かれた社協使命、コスト意識、コンプライアンス等の意識を根づかせるような研修会を実施します。	○	○	○	役職員研修の実施 職員研修会（報連相・コミュニケーション）の実施	不参加職員等への伝達・波及効果の向上が必要です。	回数や内容の見直しを行い継続的に研修会を実施します。不参加職員には、資料の配布・動画視聴等で伝達を行い職員育成に努めます。	○	○	毎年全体研修を実施することで、全職員が地域福祉に対して同じ意識を持ち、組織力が向上できている。	
		⑤施設の管理運営	指定管理施設の管理・運営	効率的な運営及び次期指定管理業務の検討が必要です。	指定管理施設を管理・運営しながら年度ごとに運営状況を確認し、次期指定管理の運営について真庭市と協議・検討を行います。	○	○	○	指定管理施設については、年度協定に基づいた施設管理・介護事業所の運営を行いました。			○	○	安定した地域福祉・介護の拠点として、運営している。	
			落合老人福祉センターの管理・運営	落合老人福祉センターの老朽化により、修繕部分が発生しています。	老朽化に伴う個所の修繕を行いながら、安全な施設管理の運営を行います。	○	○	○	落合支所・南事業所（介護）の事務所として運営しました。	施設老朽化に伴う移転・改修等の検討が必要です。	老朽化部分の保全を行いつつ、移転・改修両面での検討を行います。	○	○		

用語解説

(本計画書内で右上に※印のついている用語の説明)

《ア行》

●アウトリーチ

生活現場や職場、関係している地域の機関などに出向いて潜在的なニーズを把握し、課題解決につなげること。

●イエローリボンカフェ

障がいや特性のある子どもを育てる保護者が交流・相談できる場として、真庭市社協が開催するカフェ。

●SNS

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。主なものに、フェイスブックやX、LINE（ライン）、Instagramなどがある。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

●NPO

Non Profit Organization の略。営利を目的としないで公益的な市民活動を行う民間組織の総称。「民間非営利組織」と呼ばれている。

NPOの活動領域は、医療・福祉、国際協力・交流、環境、文化・芸術、教育、まちづくり、人権・平和、災害救援など多方面に広がり活発化している。

《カ行》

●介護保険法

介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な

保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。

●介護保険制度

40 歳以上の人が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払って介護サービスを利用する制度。

介護保険によるサービスを利用できるのは、①65 歳以上（第 1 号被保険者）で日常生活に介護もしくは支援が必要な場合、②40 歳から 64 歳まで（第 2 号被保険者）で認知症や脳卒中などの老化にともなう病気によって介護・支援が必要になった場合。

●ガバナンス

組織や企業内での健全な運営を目指す管理体制構築や統制の仕組み。

●コミュニティソーシャルワーク

個と地域の一体的支援。地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践。

《サ行》

●サービスラーニング

教室で学んだ知識を活かして、地域社会の課題を解決するための実践に取り組む学習方法。

●住民参加型福祉サービス

住民相互に助け合うシステムで、家事援助や介護、通院の送迎などの必要とする在宅福祉サービスを、有償で同じ地域に住む住民が提供するもの。

●「障害」「障がい」

本計画書では、法令の名称や固有名称を除き、「害」の漢字を用いないで、ひらがなで表記している。

●障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る

給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

- 生活困窮者自立相談支援事業

生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化する事業。真庭市から自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を受託実施。

- 生活困窮世帯

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯。

- 生活相談・寄り添い支援事業「おいでえ」

真庭市社協が実施する生活困窮世帯（住民税非課税もしくは住民税所得割が非課税世帯）を対象とした相談・支援事業。月 1 回、食料品や日用品、ボランティアによる手作り弁当の提供と継続的な寄り添い支援を行っている。

- 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人を保護するための制度。財産管理、福祉サービスの利用契約などの身上保護、相続などについて、家庭裁判所が選任した成年後見人等が代理して行う制度。

《夕行》

- 助けあい会議

地域助けあい事業を推進していく中で、見守りが必要な世帯や利用者のサービス利用状況の把握、協力会員の調整を行う会議。年 2 回地区社協ごと開催。

地区社協の見守り活動の充実や、ちょっとした手助けが必要な人をサービス利用に結びつける役割を持っている。

- たべものステーション

真庭市社協が実施する「フードバンク、フードドライブ事業」。フードバンクとは、「食料銀行」を意味する社会福祉活動。未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

フードドライブとは、学校や職場、グループ等、さまざまな機関・団体が拠点

となり、一般家庭にある未利用食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動。

●地域ケア会議

個別ケースについて、多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、さらには施策化を図っていくしくみ。

●地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

●地域（生活）支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う人。2層は各生活圈域（北房、落合、久世、勝山、美甘・湯原、蒜山）に配置されている。

●地域助けあい事業

地域の中で日常生活に不安や心配ごとを抱える方を早期発見し必要な支援につなげるために、地区社協組織と連携した見守りネットワークの取り組みとして、真庭市社協が平成 27 年度から推進している住民参加型福祉サービス。

●地域福祉推進委員

地区社協活動や地域の福祉活動の推進役として、真庭市社会福祉協議会会長が委嘱している委員。令和 3 年度（2021 年度）は 98 人（9 地域）が、地域内の福祉活動に積極的に関わっている。

●地域包括ケアシステム

援助を必要としている人のいきいきとした暮らしを実現していくために、必要な人や機関・団体、さらには制度やサービス、そして地域全体を包み込んだケアのシステム。以下の 3 つのシステムを基本に構成される総合的な仕組み。

① **ニーズキャッチシステム**（援助を必要とする人の生活・福祉課題の早期発見・早期対応のために行われる様々な見守り・ふれあい活動などの仕組み）

② **支援システム**（その課題解決に向けて行われる各種サービスの総合連携・連

絡調整の仕組み)

③ **問題解決システム**（問題解決に向けた支援方法について協議する仕組み）

● **地域包括支援センター**

真庭市が直営で実施している。支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが協力して、適切なサービスを提供する。

【4つの基本機能】

① **総合相談支援**

高齢者やその家族の相談を受け、情報提供や関係機関への紹介をし、適切なサービスにつなぐ。

② **権利擁護**

認知症高齢者の保護や虐待の防止・早期発見、成年後見制度の情報提供や市長申立の支援等行う。

③ **介護予防ケアマネジメント**

高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防サービスの相談・計画を行う。

④ **包括的・継続的ケアマネジメント**

高齢者が適切なサービスを継続して利用できるように地域の医療施設などと協働の体制づくりを行う。

● **地区社協（地区社会福祉協議会）**

住民自身が自分たちで生活する地区の困りごと（福祉課題）やニーズを主体的にとらえ、問題の解決に向けて住民一人ひとりが自発的に地域ぐるみで取り組む活動組織。

真庭市社協は小学校区程度の範囲で設置を推進しており、市内34地区社協が活動している。

≪ナ行≫

● **日常生活自立支援事業**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方を対象に介護等の福祉サービスの利用手続きや、それに付随する日常的な金銭管理のお手伝いをする事業。

《八行》

●8050 問題

高齢の 80 代の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している世帯に係る問題。

●BCP

事業継続計画（Business Continuity Planning）の略。災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。

●福祉委員

地域の「アンテナ役」として、各自治会に福祉委員 1 名を委嘱している。福祉委員の最も大切な役割は、地域の身近な「見守り役」として、自治会内の困りごとを早期に発見することで、自治会長や民生委員児童委員と連携をとりながら、地域住民の情報把握に努めている。その他の活動としては、情報伝達・福祉に関する情報提供・地域福祉活動への参加協力・会員会費募集・共同募金や歳末募金のとりまとめ等を行っている。

福祉活動の活性化や民生委員・児童委員、自治会長との連携強化へ向けて、支所ごとに研修会や座談会を開催している。

●福祉活動専門員

市町村の社協に配置され、地域福祉活動を専門的に行う。子育て支援や高齢者、障がいのある人への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決に結びつけていく過程を支援する。福祉活動を推進させるための方策について調査や企画、連絡・調整、広報などを行う。

●福祉的就労

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスには、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援の 4 種類のサービスがある。

●ふくし巡回相談

真庭市社協の福祉活動専門員が、ふれあい・いきいきサロンなど住民の身近な場所へ出向いて行う相談事業。

●ふれあい・いきいきサロン

一人暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親・子ども等の孤立感や不安を解消し、豊かに暮らせる福祉コミュニテ

ィの創造を目的とした「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」のための活動。

令和３年度から真庭市と協働で推進している。高齢者の居場所、生きがい活動や介護予防・健康増進の場となるよう、「市が推奨する体操を週１回以上実施する集いの場」を「サロン運動型」とし、令和７年（２０２５年）に１００か所の設置を目指す（第９期 真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画による目標値）。

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯなどの法人が、成年後見人、保佐人、補助人（成年後見人等）となること。親族又は弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人等が個人で成年後見人に就任した場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行うことができる。

《マ行》

●真庭いきいきテレビ（MIT）

地域（真庭市エリア）に密着した情報をリアルタイムに伝えるケーブルテレビ局。

●まにわささえ愛ネット（真庭地域社会福祉法人連絡会「まにわささえ愛ネット」）

真庭市及び新庄村の１２社会福祉法人が連携し、制度の狭間のニーズや複合的な課題に対して、地域が必要とする新たな福祉サービスの開発及び支援等、「地域における公益的な取り組み」を行うもの。

●民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域における相談・支援のボランティア。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

自らも地域住民の一員として、担当する区域において医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関との「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどにも重要な役割を果たす。

民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。

【資料】

1 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会部会・委員会設置規程第8条の規定に基づき、地域福祉活動計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を着実に実行するため、次の各号について協議することによって、地域福祉の更なる推進を図ることを目的とする。

- (1) 活動計画の推進状況及び成果の評価
- (2) その他活動計画の推進に関し必要な事項

(役割)

第3条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画の実現に向けた推進状況の把握及び活動成果の評価を行う。
- (2) 活動計画の実施を通じて、住民参画・協働の推進、新しい活動の実践、及び活動計画の見直しなどについて提言を行う。
- (3) 評価の内容及び結果については、随時、会長へ報告する。

(構成)

第4条 委員会は、委員10人以内で構成し、次の各号から会長が委嘱する。

- (1) 活動計画策定委員
- (2) 真庭市社会福祉協議会役員
- (3) 行政・公的機関の役職員
- (4) 学識経験者

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

- 2 選出委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

2 評価委員名簿 【敬称略】

	所 属	氏 名	備 考
1	第4次地域福祉活動計画策定委員 美作大学生生活科学部社会福祉学科特任教授	小坂田 稔	委員長
2	第4次地域福祉活動計画策定委員 真庭障害児と親の会「どーなつの会」	谷川 久世	
3	第4次地域福祉活動計画策定委員 北房つどいの広場 ほくぼうほたるっこ	原 優子	
4	第4次地域福祉活動計画策定委員 真庭市社会福祉協議会理事	沼 憲	
5	真庭市社会福祉協議会理事	山本 政昭	
6	第4次地域福祉活動計画策定委員 真庭市民生児童委員協議会副会長	三船 光夫	副委員長
7	真庭市民生児童委員協議会会長 真庭市社会福祉協議会副会長	長田 正之	
8	真庭市健康福祉部長 真庭市社会福祉協議会評議員	樋口 竜悟	

3 評価・見直しの経過

月 日	会 議	内 容
令和6年6月6日	職員プロジェクト会議	計画見直しの進め方 事業実施の内部評価
令和6年7月1日	第1回評価委員会	委嘱状交付 委員長及び副委員長の選出 計画見直しの進め方 事業実施の評価
令和6年8月9日	第2回評価委員会	事業実施の評価
令和6年9月6日	第3回評価委員会	事業実施の評価
令和6年10月24日	職員プロジェクト会議	見直し改善点の協議
令和6年12月3日	職員プロジェクト会議	見直し計画素案作成

4 重点事業 評価項目・基準

(多角的評価5項目の平均値により評価)

評価基準／項目	達成度
4	目標を達成した (100%以上)
3	目標を概ね達成 (75%以上～100%未満)
2	目標の達成に向けて一部(ある程度)進展 (50%以上～75%未満)
1	目標の達成に向けて進展がなかった (50%未満)

■多角的評価の項目・基準

実行性：計画通りに事業(活動)が達成できたか。

評価基準／項目	実行性
4	目標を達成した (100%以上)
3	目標を概ね達成 (75%以上～100%未満)
2	目標の達成に向けて一部(ある程度)進展 (50%以上～75%未満)
1	目標の達成に向けて進展がなかった (50%未満)

協働性：地域住民、多機関・団体との連携やネットワークを活かしながら取り組めたか。

評価基準／項目	協働性
4	協働性を十分に発揮できた (100%以上)
3	協働性を概ね発揮できた (75%以上～100%未満)
2	協働性を一部(ある程度)発揮できた (50%以上～75%未満)
1	協働性を発揮できなかった (50%未満)

内部連携性：組織内部の連携(部門間連携、部門横断横断チーム組成等)を図り、事業(活動)を展開できたか。

評価基準／項目	内部連携性
4	組織内部での連携が十分に図れた (100%以上)
3	組織内部での連携が概ね図れた (75%以上～100%未満)
2	組織内部での連携が一部(ある程度)図れた (50%以上～75%未満)
1	組織内部での連携が図れなかった (50%未満)

波及性：地域住民、多機関・団体へ事業(活動)のねらいや目的の理解が広がり、波及効果が得られたか。(波及した取組が生まれたか。)

評価基準／項目	波及性
4	波及効果が十分得られた (100%以上)
3	波及効果が概ね得られた (75%以上～100%未満)
2	波及効果が一部(ある程度)得られた (50%以上～75%未満)
1	波及効果が得られなかった (50%未満)

合目的性：重点達成目標が制度・動向や福祉課題等に合致しているか。

評価基準／項目	合目的性
4	十分合致した目標である (100%以上)
3	概ね合致した目標である (75%以上～100%未満)
2	一部(ある程度)合致した目標である (50%以上～75%未満)
1	合致した目標ではない(目標ではなくなった) (50%未満)